

令和2年度

学校法人監事研修会

文部科学省
高等教育局私学部

令和2年度学校法人監事研修会 次第

【資料一覧】

1. 文部科学省説明「学校法人を取り巻く現状と課題等について」
平尾英里 (文部科学省高等教育局私学部参事官付総括係長(併)
法人改革支援係長)
《資料P1～参照》
2. 文部科学省説明「学校法人制度等の概要及び私立学校法の改正等について」
相原康人 (文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長補佐)
《資料P31～参照》
3. 文部科学省説明「学校法人会計基準について」
金野綾子 (文部科学省高等教育局私学部参事官(学校法人担当)付専門職)
《資料P91～参照》
4. 文部科学省説明「大学の国際化と危機管理について～安全保障貿易管理に関する観点から～」
吉岡路 (文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室専門官)
《資料P113～参照》
5. 日本私立学校振興・共済事業団からの説明「日本私立学校振興・共済事業団の概要」
日本私立学校振興・共済事業団総務部総務課
《資料P137～参照》
6. 日本私立学校振興・共済事業団からの説明「データから見た私立大学経営」
日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター
《資料P173～参照》
7. 有識者講演「コロナ禍における監事監査のポイント～法的リスクの監査を中心に～」
大河原遼平氏 (TMI総合法律事務所 パートナー弁護士)
《資料P221～参照》

学校法人を取り巻く現状と課題等について

講師　：　平尾　英里

(文部科学省高等教育局私学部参事官付総括係長)

(併) 法人改革支援係長)

私学行政の現状と課題等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付



<本日の内容>

1. 監事について
2. 監事に期待される役割
3. 学校法人を取り巻く状況について
4. 学校法人運営調査における経営指導の充実について



1. 監事について



学校法人の機関

理事長

▶ 学校法人を代表し、業務を総理（＝最高業務執行機関）

【37条1項】

理事会

▶ 学校法人の業務を決する（＝最終的な意思決定機関）

【36条2項】

監事

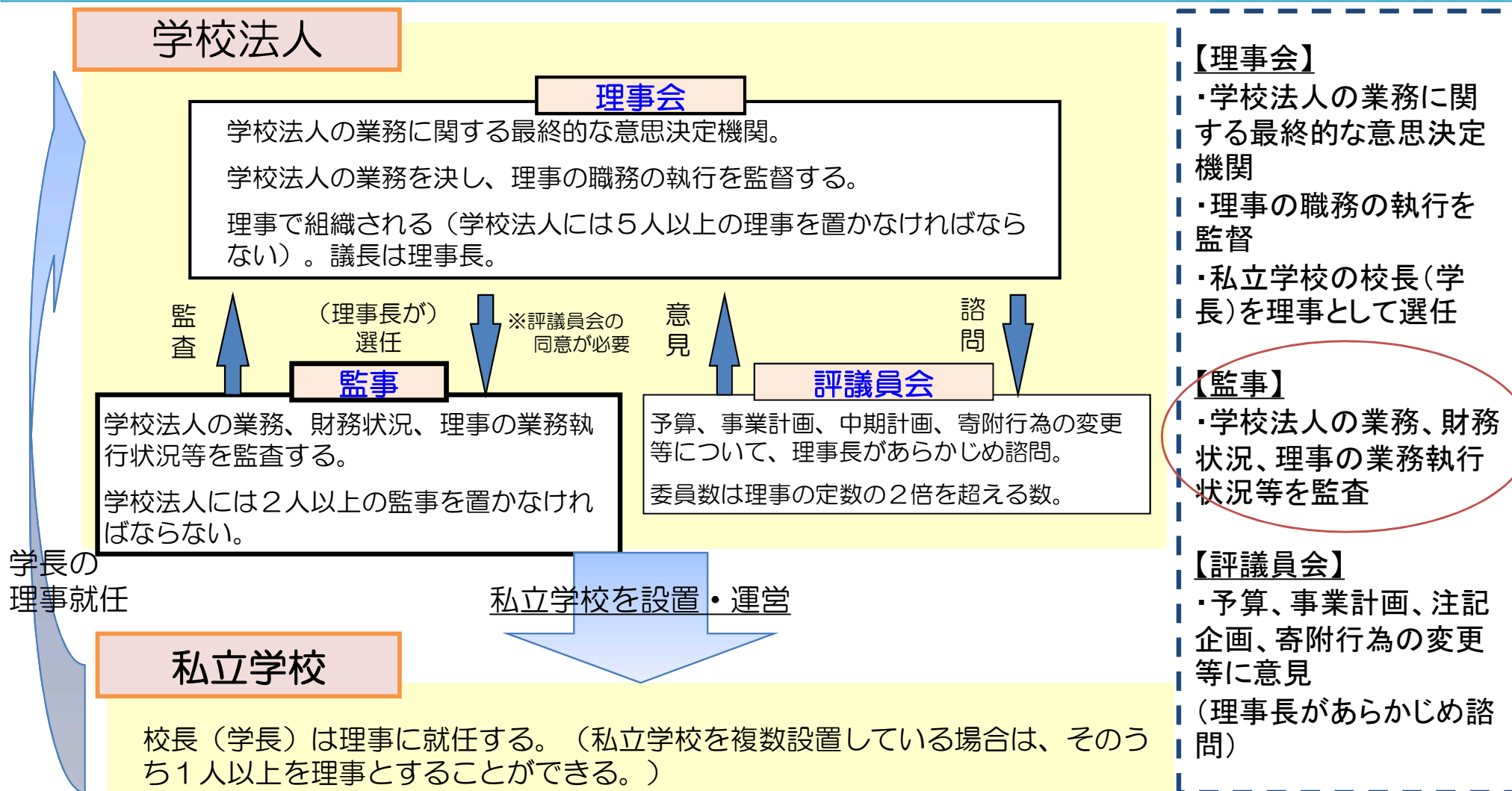
▶ 学校法人を監査し、不正等があれば、所轄庁等に報告【37条3項】

評議員会

▶ 学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関【42条】

学校法人の機関

- 学校法人の**最高意思決定機関**は、**合議制機関**である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



監事の職務

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私学法37条3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号又から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事の牽制機能の強化（私立学校法改正関係）

◆ 理事の業務執行の状況の監査（第37条第3項第3号～第5号、第7号）

◆ 監事の理事会召集請求権及び招集権（第37条第3項第6号及び第4項）

＜私立学校法第37条第4項＞

4 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、**理事会又は評議員会を招集することができる。**

◆ 監事による理事の行為の差止め（第40条の5（一般法人法第103条準用））

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、**当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。**

◆ 費用等の請求（第40条の5（一般法人法第106条準用））

監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、**これを拒むことができない。**

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

監事の選任

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【第38条第4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【第39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項（※）】

監事（役員）の解任については、
寄附行為において規定【第30条第1項第5号】

※改正あり、令和元年12月14日施行

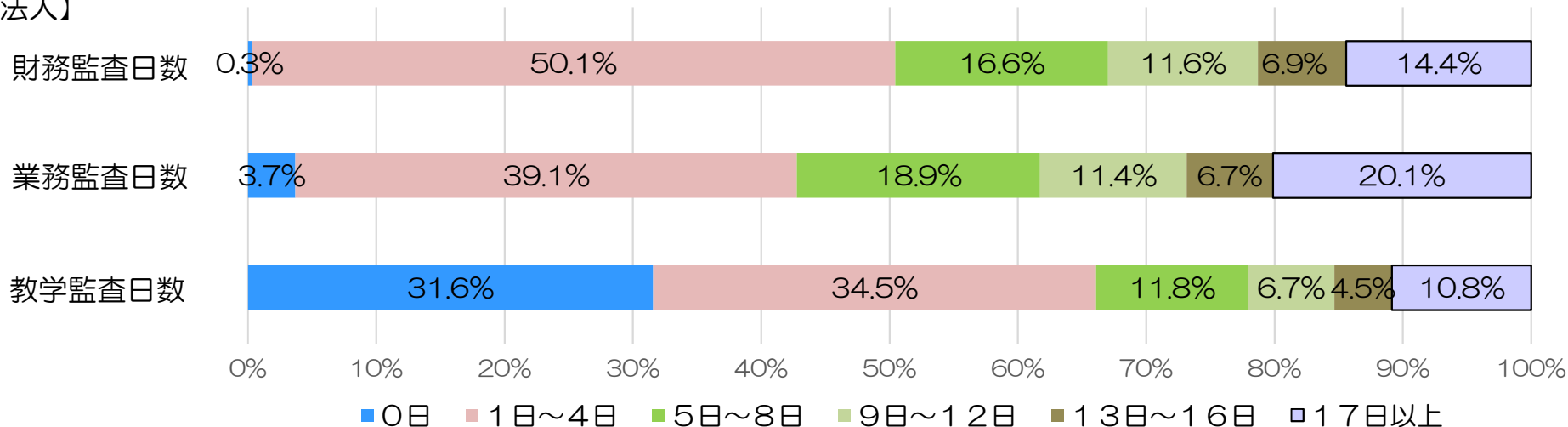
改正前の私立学校法第38条第8項	改正後の私立学校法第38条第8項
学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。	次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
学校教育法第9条	
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

2. 監事に期待される役割

監事業務の現状 【大学法人】

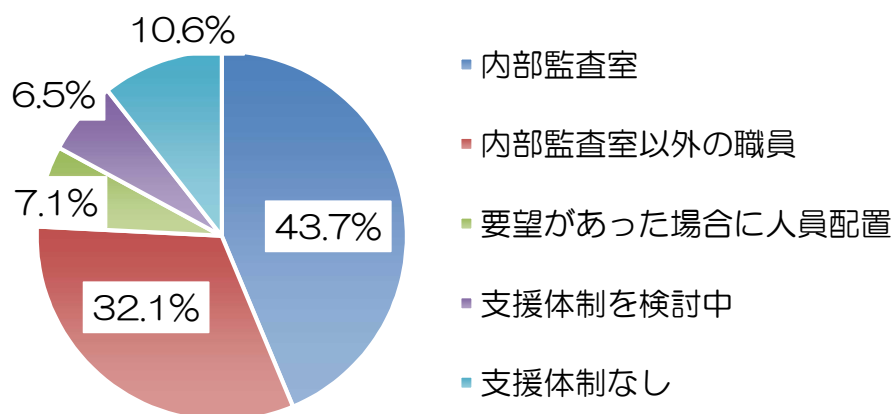
◆監事による財務監査、業務監査について要した日数（のべ日数）について（H29年度）

【大学法人】



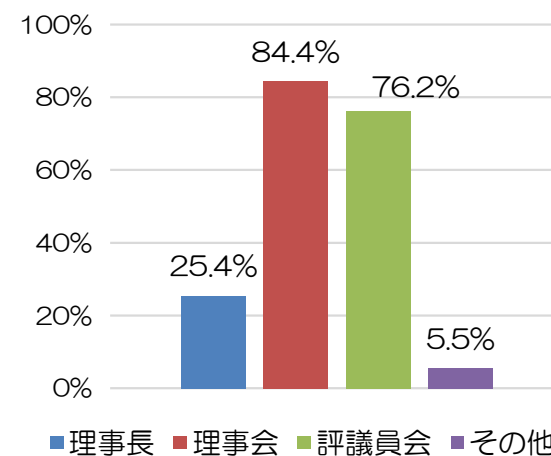
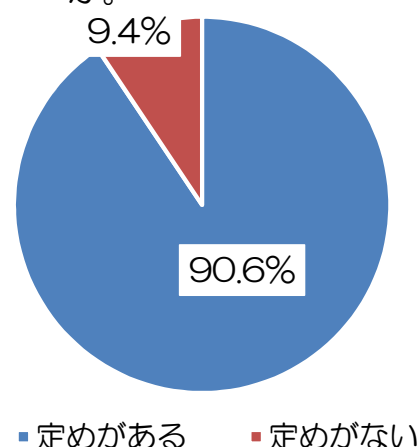
◆監事のサポート体制

- 監事監査実施をサポートするため、どのような体制を取っているか。



◆監事による監査結果の報告について

- 監事による業務監査等の監査結果の報告に関する規程等はあるか。また規程等がある場合、報告先はどこか。



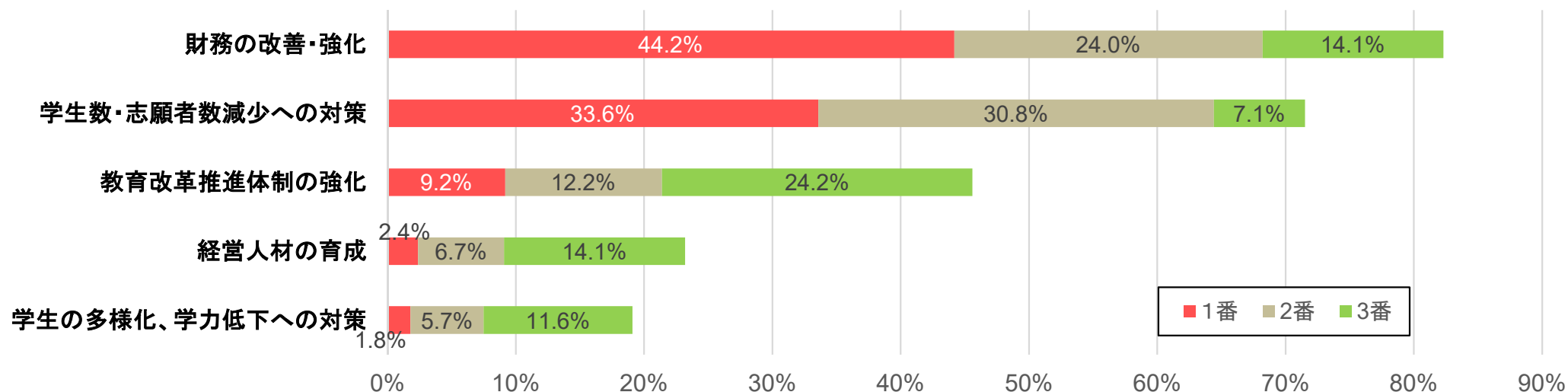
監事業務に期待される役割

【大学法人】

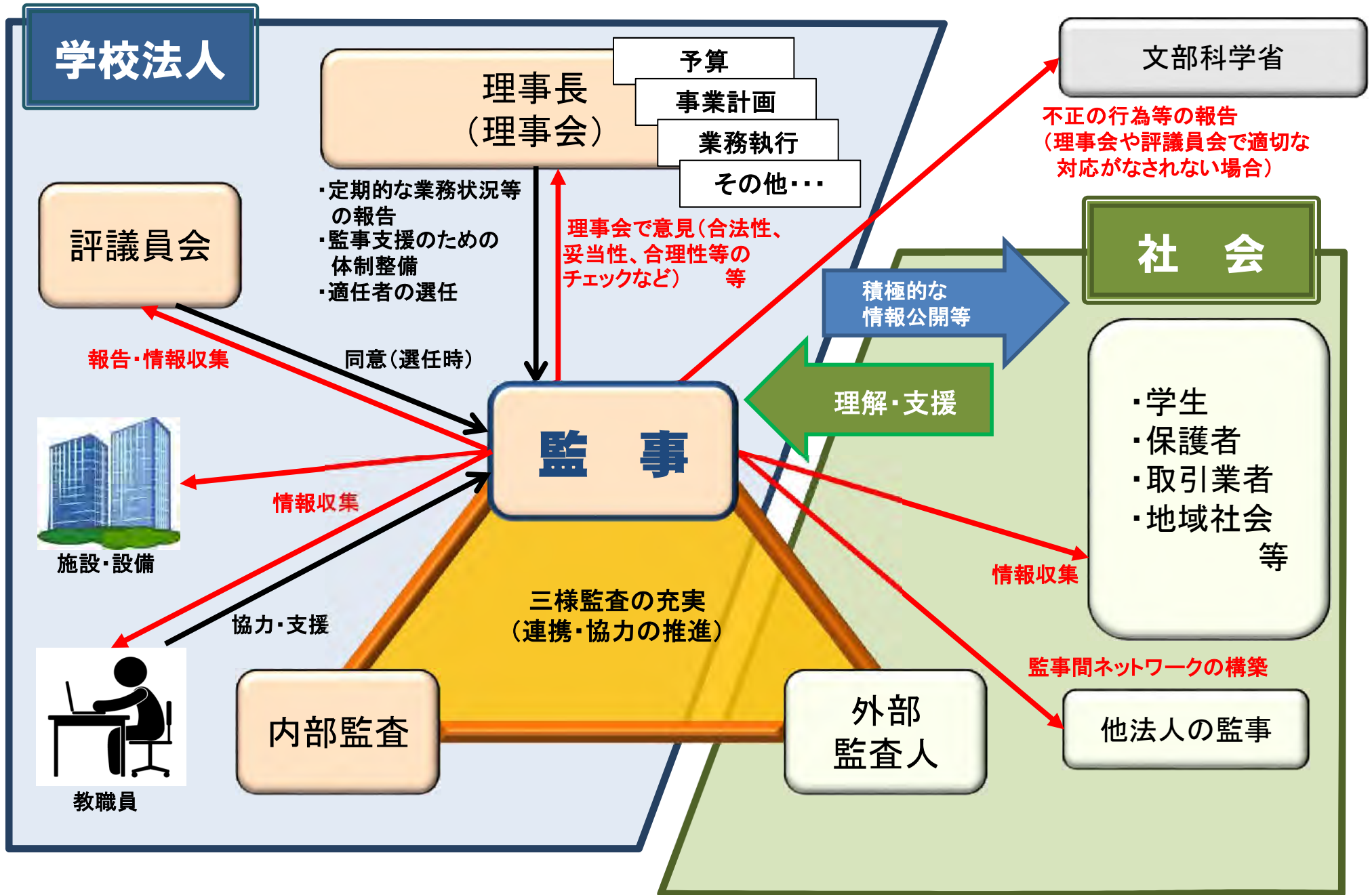
◆ 今後、実施を期待する監査項目 ※()は現在の実施状況

- ✓ 中長期計画・・・37.8%(65.6%)
- ✓ 教育活動・・・33.9%(50.3%)
- ✓ 各部署の業務執行<学内事務体制の見直し>・・・32.7%(62.6%)
- ✓ 監査における指摘事項の改善状況・・・30.7%(73.8%)
- ✓ 人事、労務管理・・・28.8%(34.2%)

◆ 学校法人の現在の課題 <現在、課題と考えていることは何か。(重要と考えている順に3項目選択)>



監事への期待



監事機能の充実強化のためのポイント

- ◆ 監事として適格な者を選
- ◆ 監事監査の重要性や監査への協力を法人内に周知
- ◆ 監事と役員・教職員との適切な関係の構築
- ◆ 監事への情報提供、監事による情報収集
- ◆ 監事支援のための体制（内部監査室等）の整備
- ◆ 監事の業務や責任に応じた報酬の支払い
- ◆ 常勤監事の設置

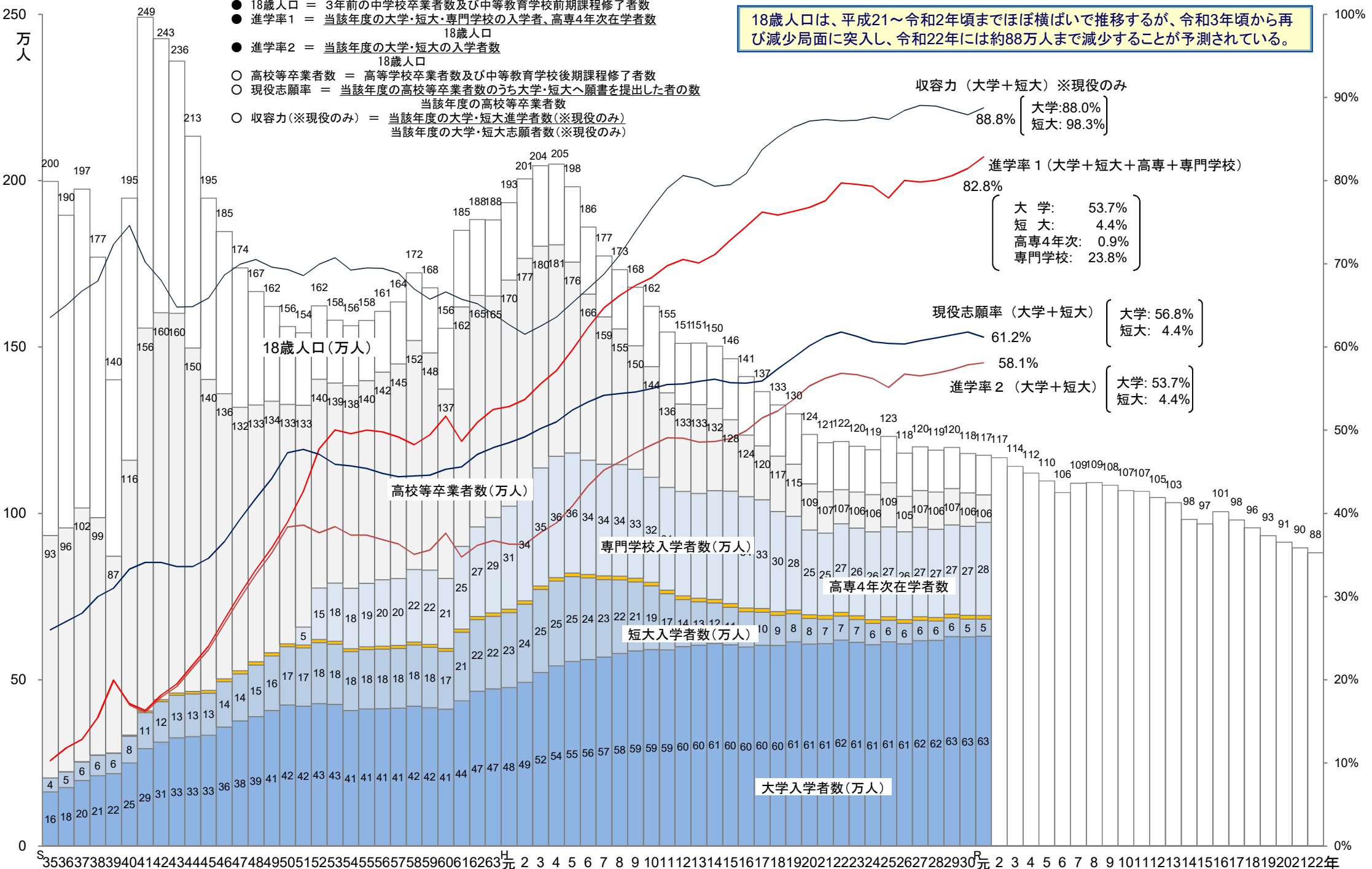
3. 学校法人を取り巻く状況について



参考データ：18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃までほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大・専門学校} \cdot \text{高専4年次在学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 進学率2 = $\frac{\text{当該年度の大学・短大の入学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = $\frac{\text{当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数}}{\text{当該年度の高校等卒業生数}}$
- 収容力(※現役のみ) = $\frac{\text{当該年度の大学・短大進学者数(※現役のみ)}}{\text{当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)}}$



収容力 (大学+短大) ※現役のみ
 大学: 88.0%
 短大: 98.3%

進学率1 (大学+短大+高専+専門学校)
 大学: 53.7%
 短大: 4.4%
 高専4年次: 0.9%
 専門学校: 23.8%

現役志願率 (大学+短大)
 大学: 56.8%
 短大: 4.4%

進学率2 (大学+短大)
 大学: 53.7%
 短大: 4.4%

出典: 文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

私立学校の役割等

- ◆ 我が国の高等教育機関（大学、短大、高専）の約78.6%が私立。学生数の約73.4%が私立に在籍。

※令和2年度学校基本調査（速報値）より

- ◆ 私立学校は、建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開。

→ 私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量ともに重要な役割を果たしている。

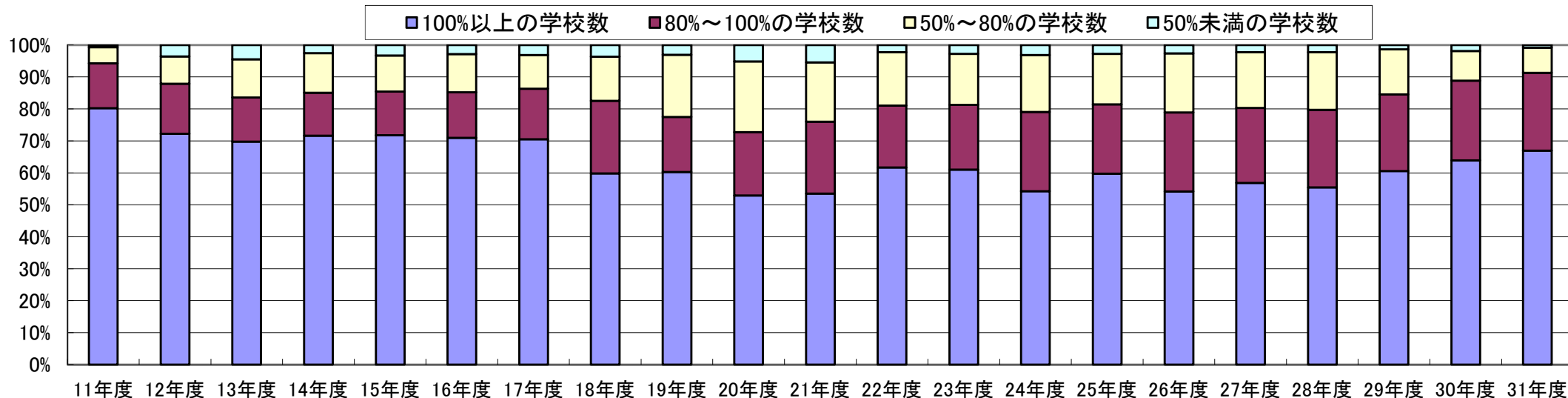
- ◆ また、私立学校は、

→ それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化や積極的な情報公開などを行いつつ、国民の要請に応える个性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されている。

私立大学の経営状況について

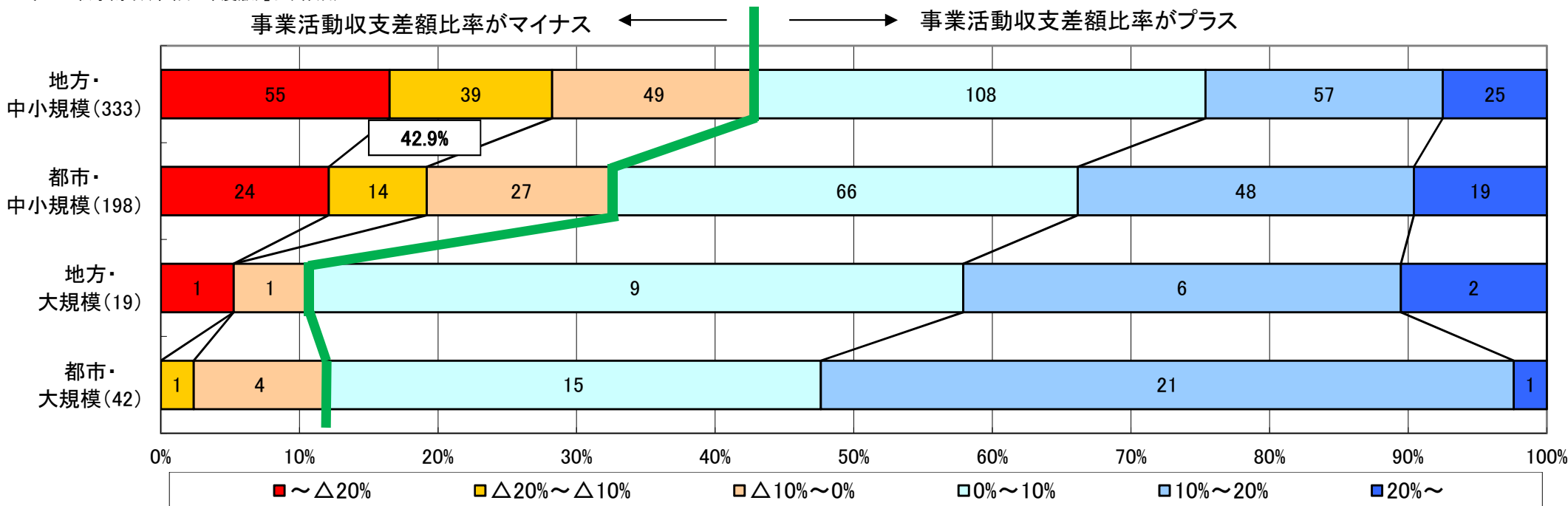
(日本私立学校振興・共済事業団
「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の33%が入学定員未充足



地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向

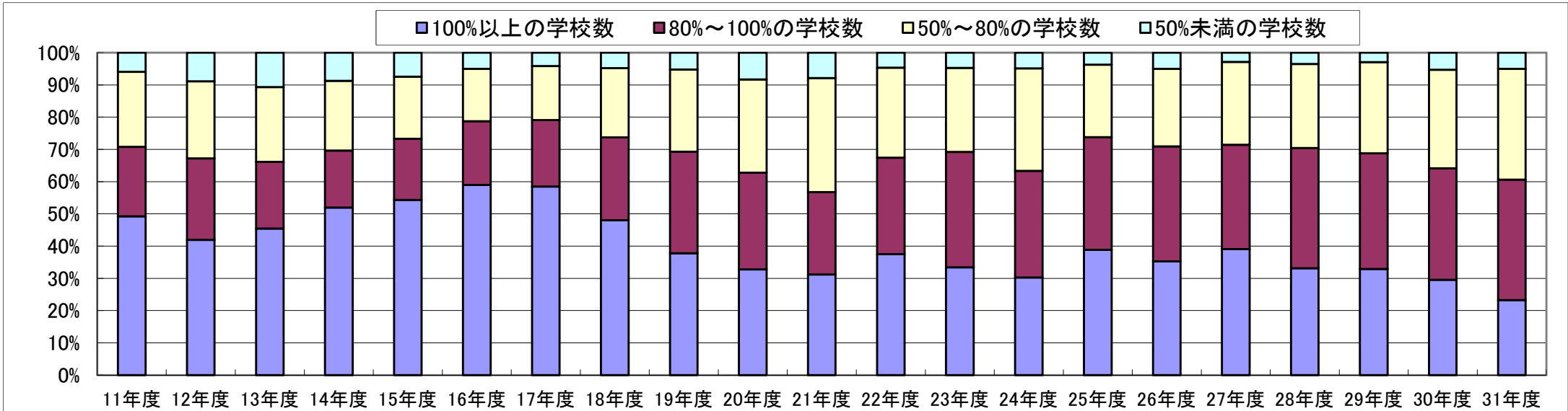
(日本私立学校振興・共済事業団
「今日の私学財政(令和元年度版)」より作成)



私立短期大学等の経営状況について

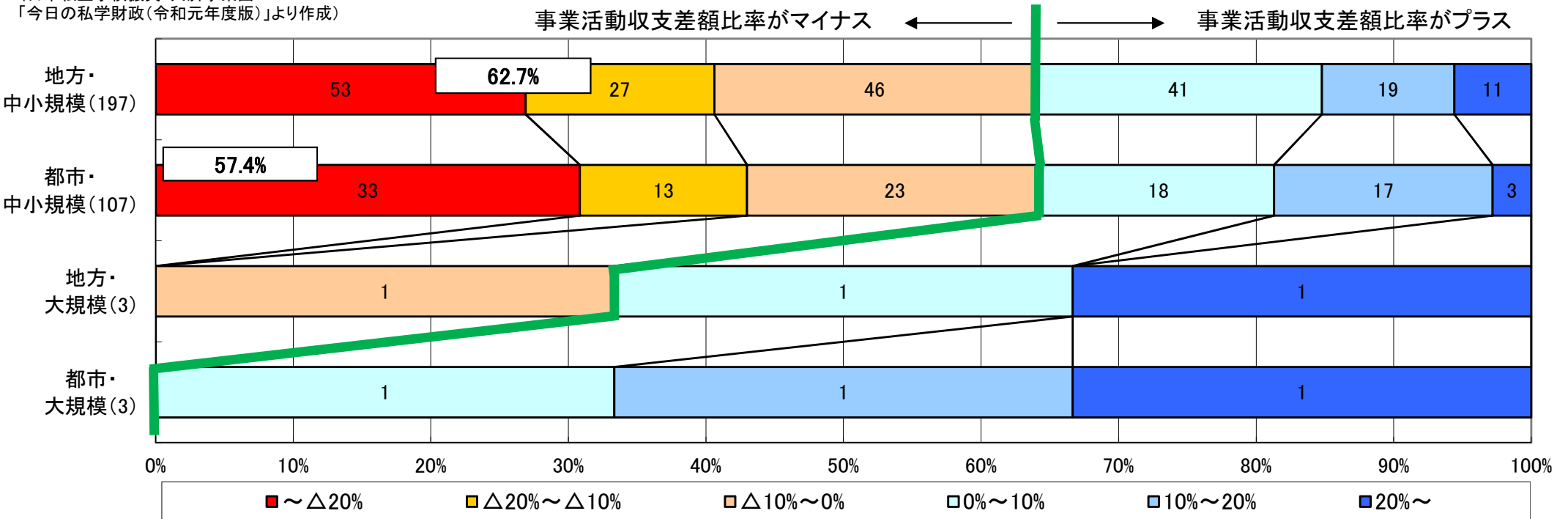
(日本私立学校振興・共済事業団
「平成31(2019)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の77%が入学定員未充足

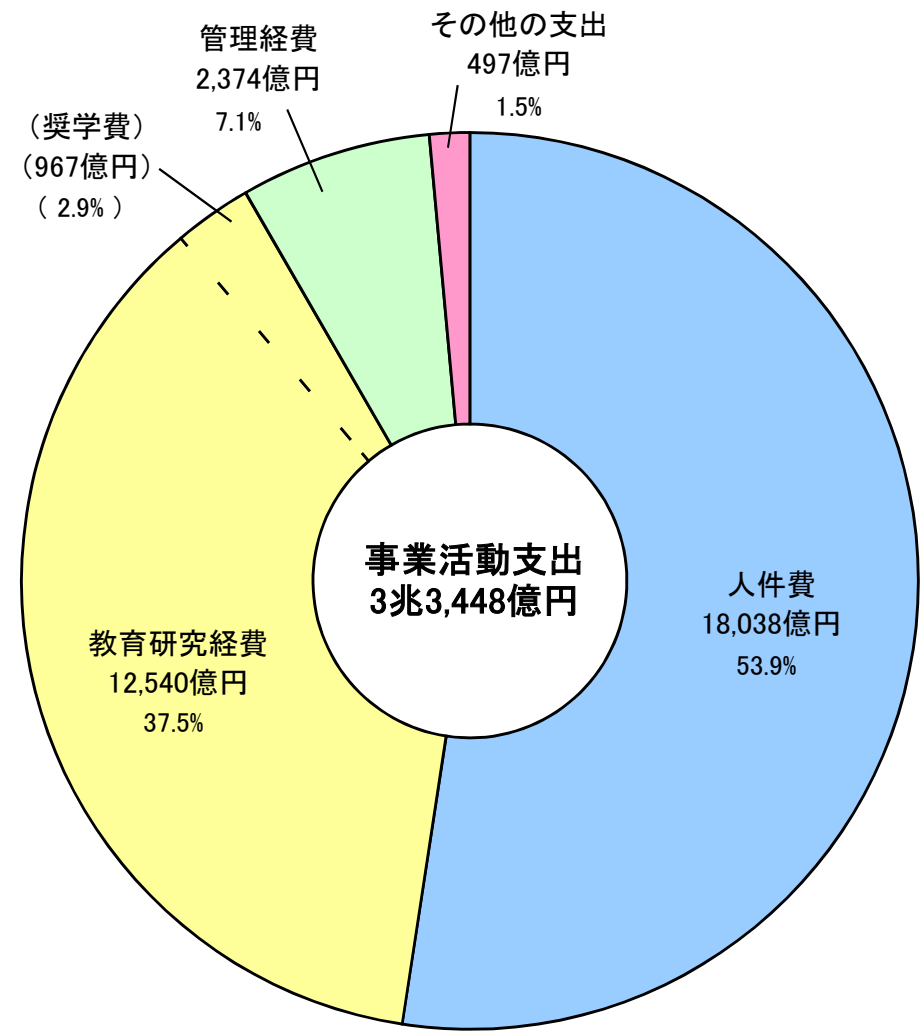
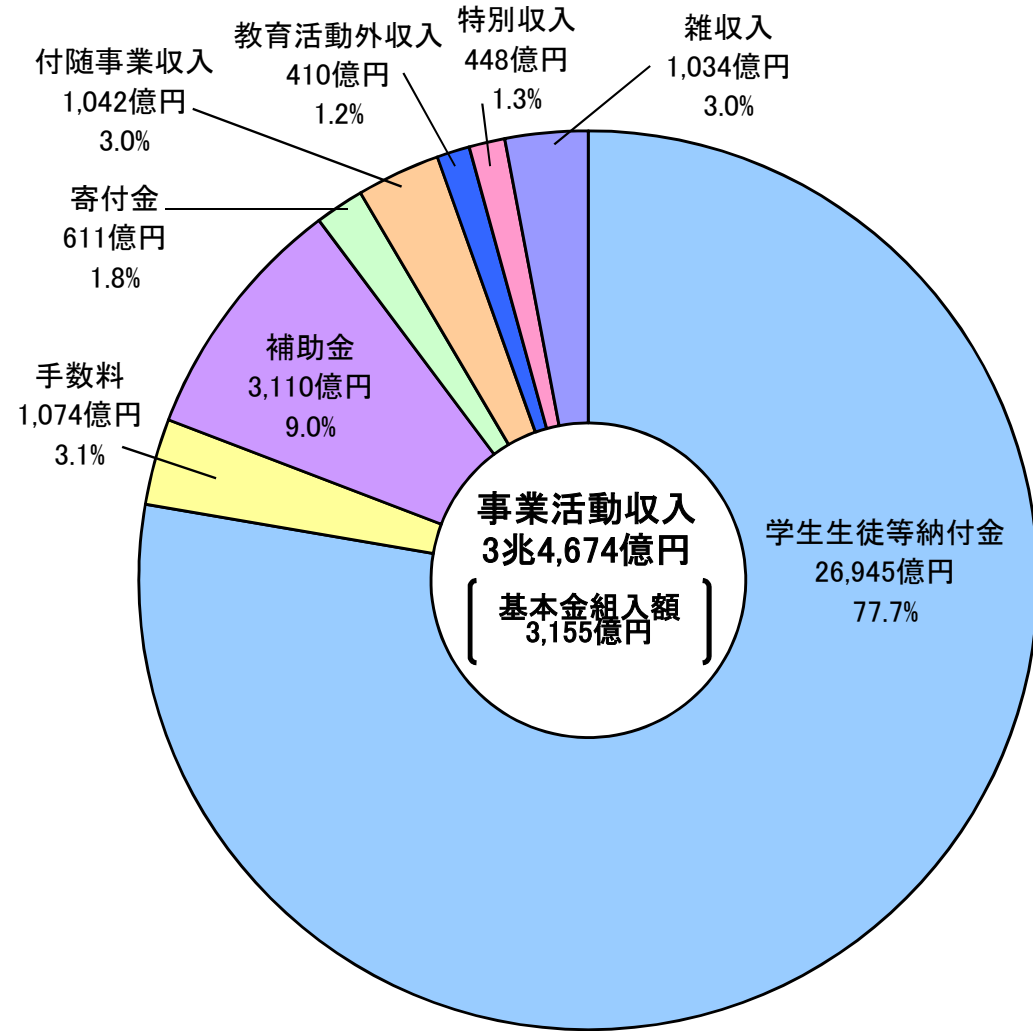


中小私立短大等の収支状況は約6割が赤字傾向

(日本私立学校振興・共済事業団
「今日の私学財政(令和元年度版)」より作成)



私立大学の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

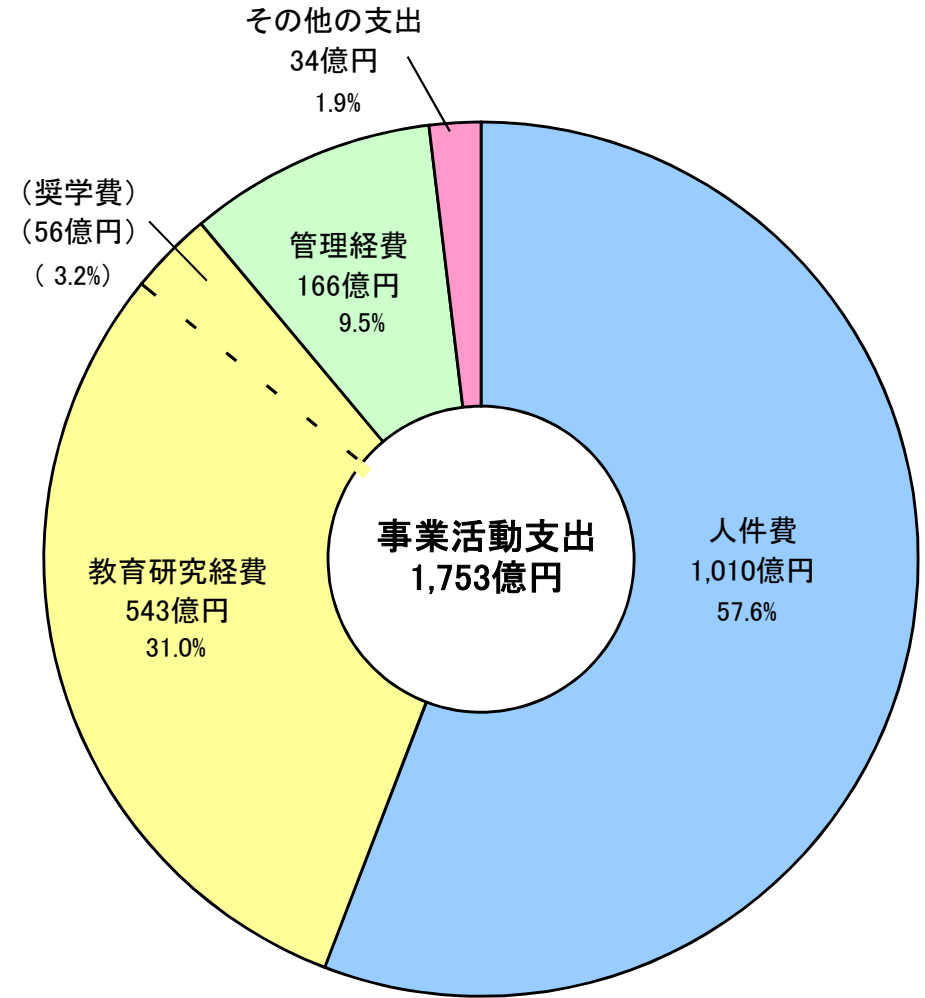
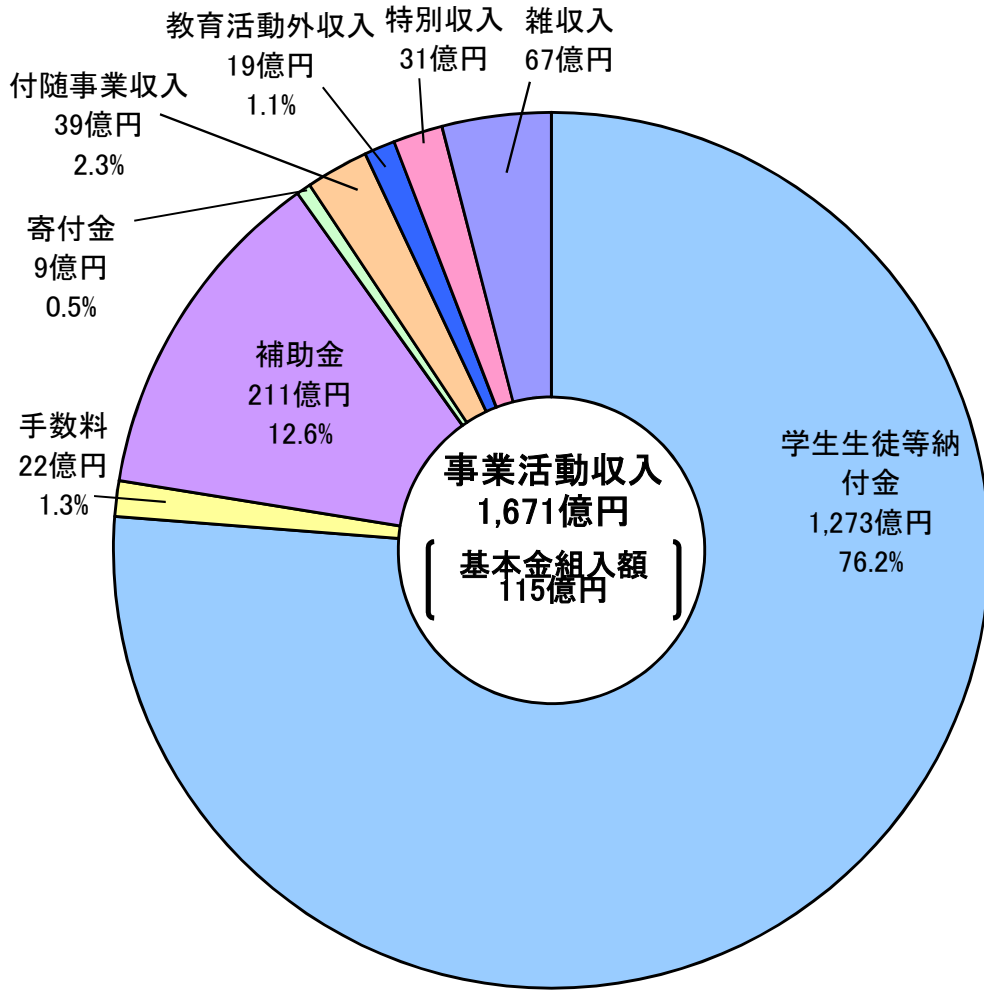
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和元年度版）」

※ 事業活動収支計算書（595校）の集計

私立短期大学等の収支状況



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成30年度版）」

※事業活動収支計算書（317校）の集計

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

○大学の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
集計学校数	a	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 592
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	2,574	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215
割合	g=f÷a	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%

○短期大学の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
集計学校数	a	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2	▲ 59	▲ 5	▲ 61	▲ 82
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲2.3%	▲5.4%	▲5.9%	▲4.0%	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲3.5%	▲4.9%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196
割合	g=f÷a	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%

○高等学校の収支状況

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
集計学校数	a	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554	452	455	326	313
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	▲0.8%	▲1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)が マイナスの学校数	f	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521	校 544/1,290	校 530	校 582	校 586
割合	g=f÷a	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%

○ 事業活動収支差額比率(帰属収支差額比率)とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入(帰属収入)から事業活動支出(消費支出)を差し引いた差額(基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額))が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

(※)出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として事業活動収入(帰属収入)の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)が必要になる。

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

*政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 (令和2年度の在學生(既入学者も含む)から対象)
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

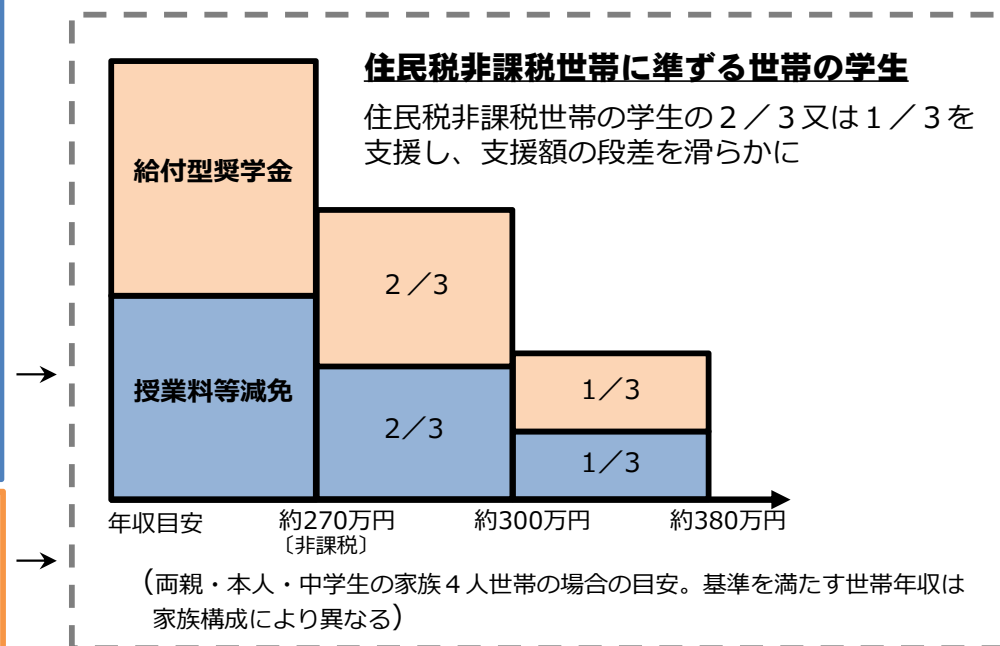
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 **令和2年度予算額** 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

4. 学校法人運営調査における経営指導の 充実について



学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

委員(※)構成
・私学理事(長)、学長／経験者
・弁護士
・公認会計士
・研究者／教授
・民間経験者
(マスコミ・ジャーナリスト等)
※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

学校法人運営調査委員

＜書面審査、実地調査等を実施＞

財務面

管理
運営面

教学面

指導・助言

指導・助言に対する
改善状況報告

各学校法人

一部の学校法人

対象：全文部科学省所轄学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 —経営指導—

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告等

経営指導等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談等

経営改善計画の作成支援等

私学事業団 —経営相談—

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

【経営改善計画(モデル)】

- 1.法人経営(特に教学、学生募集、財務状況)における現状認識、問題点とその原因及び今後の課題に関する分析
- 2.経営改善計画最終年度における財務上の数値目標
※1.の分析を踏まえた目標を記載
- 3.経営改善計画期間における重点事項及び経営資源等(予算、人員等)の配分に係る方針
- 4.実施計画(1.の分析を踏まえた今後の対応策、計画3年目の目標)
 - (1)建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
 - (2)教学改革計画
 - ① 設置校・学部の特徴(強み弱み・環境分析)
 - ② 学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - ③ カリキュラム改革・キャリア支援等
 - (3)学生募集対策と学生数・学納金等計画
- 5.組織運営体制
 - (1)理事長・理事会等の役割・責任
 - (2)経営改善のための今後の検討・実施体制(プロジェクトチームの設置等)
 - (3)情報公開と危機意識の共有
- 6.財務計画表
- 7.経営改善計画実施工程表
- 8.資産の所有状況(土地及び建物の面積、所在地、路線価図を含む)
- 9.借入金以外の負債状況(未払金、預り金等の状況)

連携(情報共有・意見交換)

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施

① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組みば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- ・実地調査
- ⇒ 必要な指導・助言、通知

一部法人

※（経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外）

③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導
⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営改善

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、経営指導強化指標に該当した法人（※）
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方針の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
- ・学校法人が公開した対応方針の方向性について文科省がまとめて公表
- ⇒ 組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方針についてフォロー

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

私学法62条

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（1）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
管理運営組織	監事	監事による監査の充実
		監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員報酬に関する規程の整備
		役員退職金支給規程の整備
	理事会 /評議員会	監事の理事会・評議員会への出席率の改善
		評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		決算及び事業の実績を、理事会において決定、評議員会に報告
		理事会が学校法人の最終的な意思決定機関であることを踏まえ、常任理事会等の位置づけや役割を明確化
	理事 /評議員	評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適正化
	備え付け /届出	学校法人設立時の財産目録の備え付け
		資産総額の変更登記を毎年度所定の期間に行い、文部科学大臣に対する速やかな届出
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規定の見直し・改正
		教員の採用・昇格基準の整備
		諸規程の整備
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する規程 ・情報公開に関する規程 ・公益通報に関する規程
		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員退職金支給規程 ・学長候補者選考規程 ・学部（学科）長候補者選考規程

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項（その他意見含む）
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規定の見直しを含めた適切な改善
	収益事業	収益事業の在り方を検討し、必要に応じた寄附行為の変更
	財務諸表	貸借対照表注記の記載事項改善
		補助活動、国際交流基金事業の計上方法の適正化
経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保	
教学	学生確保 /定員管理	設置学部等の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	A P ・ D P	入学者選抜規程の整備
卒業認定基準の明示		

学校法人制度等の概要及び
私立学校法の改正等について

講師　：　相原　康人

(文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長補佐)

学校法人制度等の概要及び 私立学校法の改正等について



文部科学省高等教育局私学部私学行政課



1. 学校法人に関する主な法律等

2. 私立学校法について

3. 学校法人の機関について

～私立学校法の改正・コロナ対応も踏まえながら～

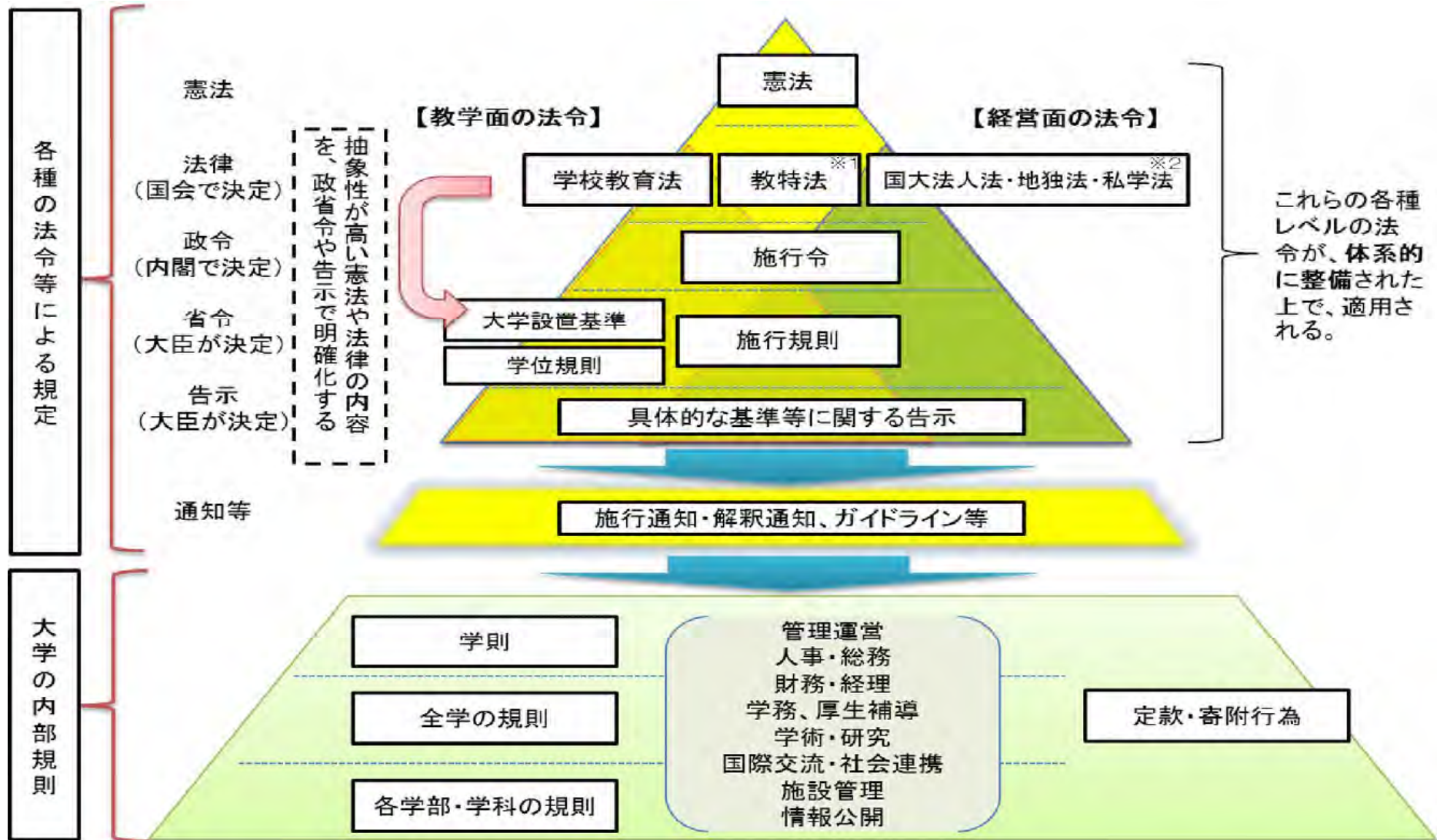
参考1：その他私立学校法で定める内容について

参考2：改正私立学校法Q&A

参考3：留意すべき法改正の動向

1. 学校法人に関する主な法律等

大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係



※1: 教育公務員特例法、※2: 国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

学校法人会計基準

寄附行為審査基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・
補助金等について
規律

学校法人

私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人【法第3条】

大学

短大

高校

専修学校

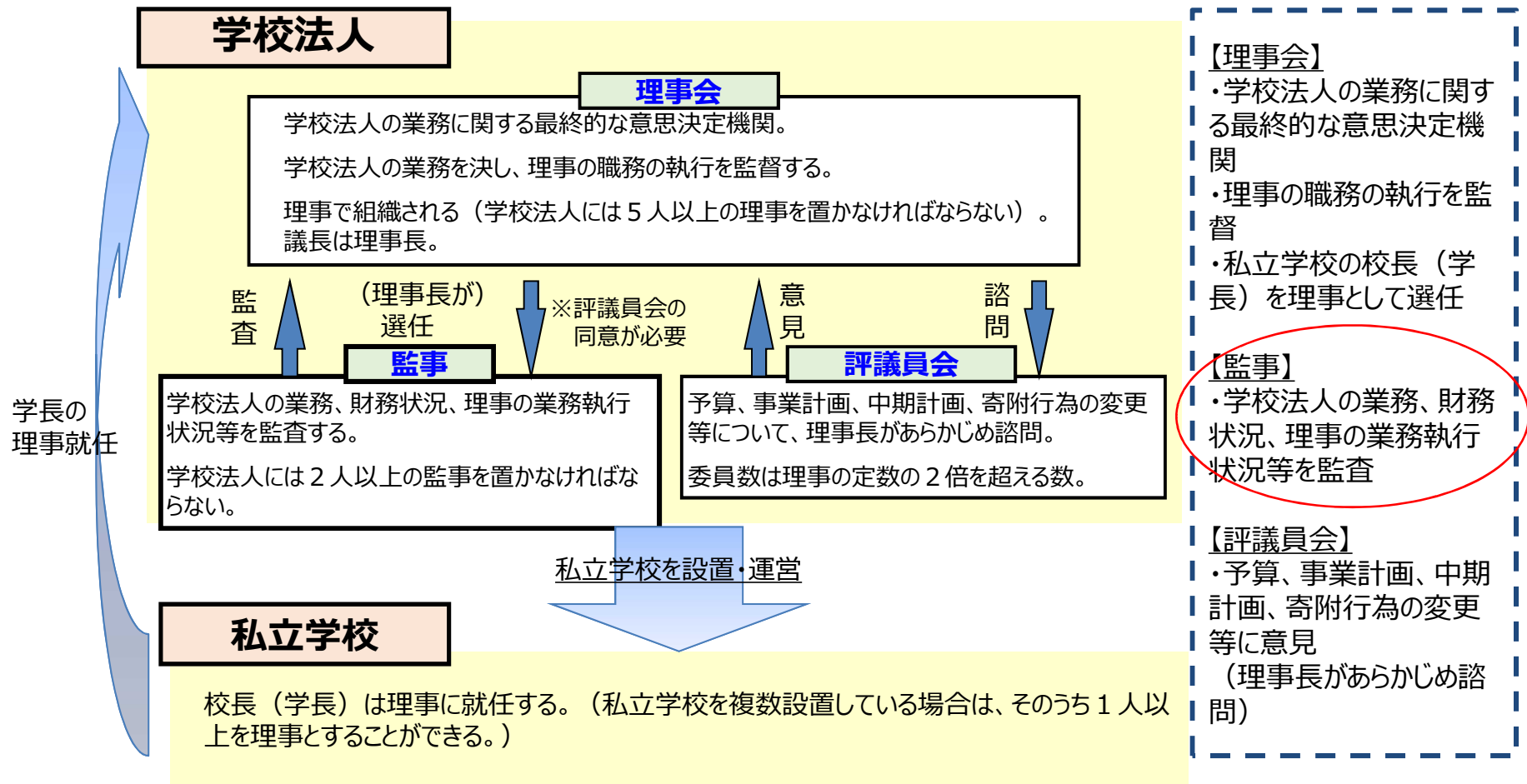
⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

2. 私立学校法について

学校法人の機関

- 学校法人の**最高意思決定機関**は、**合議制機関**である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、**あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり**。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画する**。



私立学校法について

■昭和24年制定

■私立学校の自主性を重んじ、公共性を高め、
もって私立学校の健全な発達を図ることが目的
【第1条】

■学校法人は私立学校の設置を目的として設立【第3条】

■第3章「学校法人」において、その設立や管理等について規定

■令和元年に監事機能の強化を含む大幅改正
(令和2年4月1日施行)

令和元年改正私立学校法 関係文書

- 私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」（平成29年5月）
- 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月）
- 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）
（令和元年7月12日元文科高第228号）
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）
（令和元年9月27日元文科高第518号）
- 学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）
（令和元年9月27日元高私行第15号）
- 改正私立学校法説明会（東京会場）資料
（令和元年10月7日）

学校法人制度の改善方策について（概要）

平成31年1月7日
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

➤ 責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化

- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
 - ・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- 役員の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など）

学校法人の情報公開の推進

➤ 積極的な情報公開と経営状況の「見える化」

- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
 - ・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

➤ 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化

- ・連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショート等の恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣所轄法人）

学校法人の破綻処理手続の明確化

➤ 破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実

- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
 - ・学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理） 等

※ ○ は法改正事項

私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

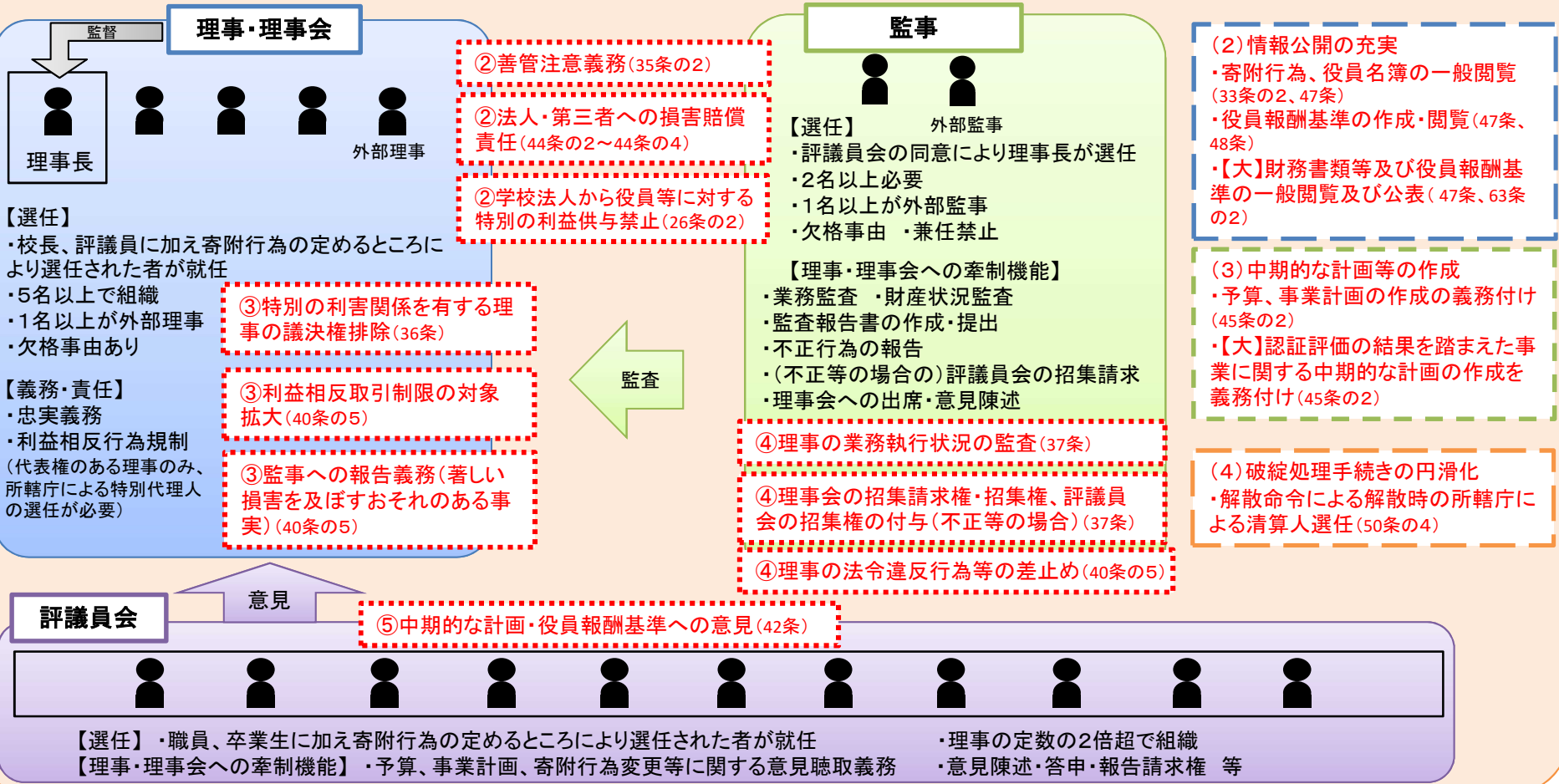
改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】
 ①学校法人の責務の新設 ②役員 責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】 (3) 中期的な計画の作成 【第45条の2関係】
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 【第50条の4関係】 等

学校法人

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
 ①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



今後の学校法人制度改革の検討について

大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革検討小委員会においてとりまとめられた「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月）や令和元年5月に改正・公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」の附帯決議では、学校法人制度の改善が引き続きの検討事項とされている。また、同法律の附則においては、改正法の施行後5年を目途として施行状況の検討とその結果に基づく所要の措置を講ずることが規定されている。さらに、自民党・行政改革推進本部の下の「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」においてとりまとめられた提言では、学校法人制度の改革が提言された。こうしたことを踏まえて「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた学校法人制度改革のための検討を行う。

学校法人制度の改善方策について(平成31年1月)・
学校教育法等の一部を改正する法律附帯決議

「学校法人制度の改善方策について」では、会計監査人による監査等が引き続きの検討事項となっている。また、学校教育法等の一部を改正する法律の附帯決議には、理事長の解職規定を追加することなど、学校法人制度のあり方について不断の見直しを検討するとされている。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(3)次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行政改革

③ E B P Mをはじめとする行政改革の推進

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

自民党・行政改革推進本部（本部長：塩崎恭久議員）
公益法人等のガバナンス改革検討チーム（座長：牧原秀樹議員）
提言取りまとめ要旨（令和元年6月）

- ①学校法人における評議員会の位置付けを、諮問機関から議決機関へと変更すること。
- ②理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任、理事会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、公益法人制度に対する提言内容を導入した後の公益財団法人における同様の定めと同水準の内容になるように変更すること。
- ③公益財団法人と同様の会計監査人制度を定めた上で、一定規模以上の学校法人に会計監査人の設置を義務付けること。
- ④実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた学校法人ガバナンス・コードの策定を推進すること。
- ⑤公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の組織に関する訴えの制度を定めること。
- ⑥役員の違法行為について、公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の罰則を定めること。
- ⑦「理事長」・「寄付行為」という用語を、公益法人や社会福祉法人同様に、「代表理事」・「定款」へと改めること。
- ⑧学校法人の解散に際する残余財産の帰属先等について、所管庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び学校法人の解散に当たり要する費用等について学校法人に開示させる仕組みを設ける。

「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」において学校法人制度改革について検討

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

- 公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。
- 内閣府で開催される「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」における公益社団・財団法人のガバナンス機能の発揮のための制度見直しの検討動向も踏まえる。

審議状況

第1回（令和2年1月17日）

意見交換

第2回（令和2年2月28日）

第3回（令和2年5月20日）

個別事案の検討

大阪府ヒアリング

第4回（令和2年7月17日）

これまでの主な意見の確認

第5回（令和2年8月24日）

関連事例の紹介

委員一覧

◎能見 善久	東京大学名誉教授
井原 徹	学校法人白梅学園理事長
岡田 譲治	日本監査役協会前会長・最高顧問
梶川 融	太陽有限責任監査法人代表社員・会長
北城 恪太郎	学校法人国際基督教大学前理事長、日本IBM元会長
酒井 邦彦	TMI法律総合事務所、元広島高検検事長
野村 修也	中央大学法科大学院教授
長谷山 彰	慶應義塾長
八田 進二	青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

◎：座長

3. 学校法人の機関について

～私立学校法の改正・コロナ対応も踏まえながら～

1. 理事会について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督【第36条第2項】
- ◆ 理事会は理事長が招集し、議長となる【第36条第3項、第4項】
- ◆ 理事の過半数の出席が必要【第36条第5項】
- ◆ 議事は出席理事の過半数で決する【第36条第6項】
- ◆ 監事も出席して意見を述べる必要がある【改正後の第37条第3項第7号】
- ◆ 学校法人の業務等に関して不正等があった場合、監事は理事長に対して理事会の招集を請求できる【改正後の第37条第3項第6号 ※新設】
- ◆ 上記の請求に対して五日以内に召集の通知が発せられない場合、監事は理事会を招集することができる。【改正後の第37条第4項 ※新設】

※ 理事の個人的な能力を期待して選任されていることから、本人の出席が原則（ただし、寄附行為に定めれば、みなし出席（書面による意思表示）も可能）

※ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない【改正後の第36条第7項 ※新設】

【参考】理事会における定足数・開催方法の考え方

定足数の考え方

- 理事会の議事の定足数は理事の過半数となり、在職する理事員数の過半数の数の者が出席しない限り、理事会を開き議事を行うことはできない【第36条第5項】
- この場合において、あらかじめ理事会に付議される事項と理事が意思決定をするのに必要な資料が理事に示されており、それらの事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなして差し支えない。
(明確化のため、寄附行為において、その旨を定めることが推奨される)
- しかし、単なる白紙委任や理事長等への一任などは、出席者とみなすことはできない。【私立学校法の一部を規制する法律等の施行について（平成16年7月23日付文部科学事務次官通知）】

開催方法の考え方

- 原則として、学校法人における理事会は、単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより、学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであり、書面のみで決議を行うことは認められない。
- また、例えば、テレビ会議等による理事会開催については、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であれば、許容される。

2. 理事について <留意すべき主な点>

- ◆ 5人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 外部理事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 各役員（監事を含む）の親族は1人以内【第38条第7項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項 ※後述】
- ◆ 定数の1/5をこえて欠けた場合、1月以内に補充が必要
【第40条】※監事も同様
- ◆ 所轄庁による仮理事の選任【第40条の4】
- ◆ 著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監事への報告義務
【改正後の第40条の5 ※新設】
- ◆ 利益相反取引・競業取引の規制【改正後の第40条の5】

【参考】利益相反取引・競業取引について

改正前の私立学校法第40条の5

学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条と第92条第2項

【第84条】

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- 二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- 三 学校法人が理事の債務を保証することその他以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

【第92条第2項】

学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

考えられ得る具体例

（利益相反行為）

- ・学校法人が理事から土地を購入する場合
- ・理事長が代表取締役を務める会社に学校法人が金銭を貸し付ける場合

（競業取引）

- ・学校法人が収益事業として不動産業を営んでいるときに、理事が不動産業を営みはじめる場合

3. 理事長について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事の中から寄附行為の定めに従って選任【第35条第2項】
- ◆ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
【第37条第1項】

- 通常は理事総数の決議のもと、理事会で選任
- 意思決定機関はあくまで理事会
- 日常業務については、業務分掌規程等に定めることで、理事会が理事長に意思決定を行う権限を委任することも可能

- ◆ 毎年5月末までに、決算及び事業実績を評議員会に報告し、意見を求めることが必要【第46条】

- 決算は理事会で審議・決定後、評議員会に報告
(予算は予め評議員会の意見を聞いた後、理事会で決定)

4. 監事について ①-1 <監事の職務>

学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

- 学校法人の業務の監査をすること
- 学校法人の財産状況を監査すること
- 理事の業務執行の状況を監査すること
- 学校法人の業務・財産及び理事の業務執行の状況につき監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出すること
- 学校法人の業務や財産、又は理事の業務執行につき法令に違反する重大な事実等があることを発見したとき、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。また、その報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 上記の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることとする
- 学校法人の業務や財産又は理事の業務執行につき、理事会に出席して意見を述べること。
- 理事の行為により、学校法人に著しい損害が生じる恐れがある場合、理事の行為の差止めを請求できる

4. 監事について ①-2 <監事の職務>

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

改正前の私立学校法第37条第3項	改正後の私立学校法第37条第3項、第4項
<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校法人の業務を監査すること。 二 学校法人の財産の状況を監査すること。 <p>三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p>	<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校法人の業務を監査すること。 二 学校法人の財産の状況を監査すること。 <u>三 理事の業務執行の状況を監査すること。</u> <p>四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>理事会及び</u>評議員会の招集を請求すること。</p> <p>七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p><u>4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p>

私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第103条

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4. 監事について ② <監事の選任>

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【第38条第4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【第39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項（※）】

監事（役員）の解任については、
寄附行為において規定【第30条第1項第5号】

※改正が存在するが、他の改正規定とは異なり令和元年12月14日施行。

改正前の私立学校法第38条第8項	改正後の私立学校法第38条第8項
学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。	次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
学校教育法第9条	
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

4. 監事について ③

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）抜粋（令和元年7月12日）

第三 私立学校法の一部改正

2. 留意事項

② 役員の職務及び責任の明確化等

<監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

5. 評議員会について ① <評議員会の役割>

- ◆ 予算、事業計画等は理事長があらかじめ評議員会の意見を聴取する義務あり【第42条第1項 ※改正あり】
寄附行為で定めれば、評議員会をそれらの議決機関とすることも可能【第42条第2項】

【改正後の私学法42条1項各号】

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
- 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

- ◆ 上記以外についても、評議員会は、役員に意見を述べたり
諮問に答えたりすることなどが可能【第43条】

5. 評議員会について ② <評議員の選任>

◆評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生から1人以上選任するほか【第44条第1項】、具体的には寄附行為で規定

※解任については寄附行為で規定

【私立学校法44条1項】

評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

◆評議員は理事の定数の2倍をこえる数が必要【第41条第2項】

※ 議事などの評議員会の運営は概ね理事会と同様

6. 役員の責任・その他役員に関する規定について ①

◆学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。【改正後の第35条の2 ※新設】

（この規定により、役員は善管注意義務を負うこととなる。）

◆理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない（忠実義務）【第40条の2】

6. 役員の実任・その他役員に関する規定について ②

◆ 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

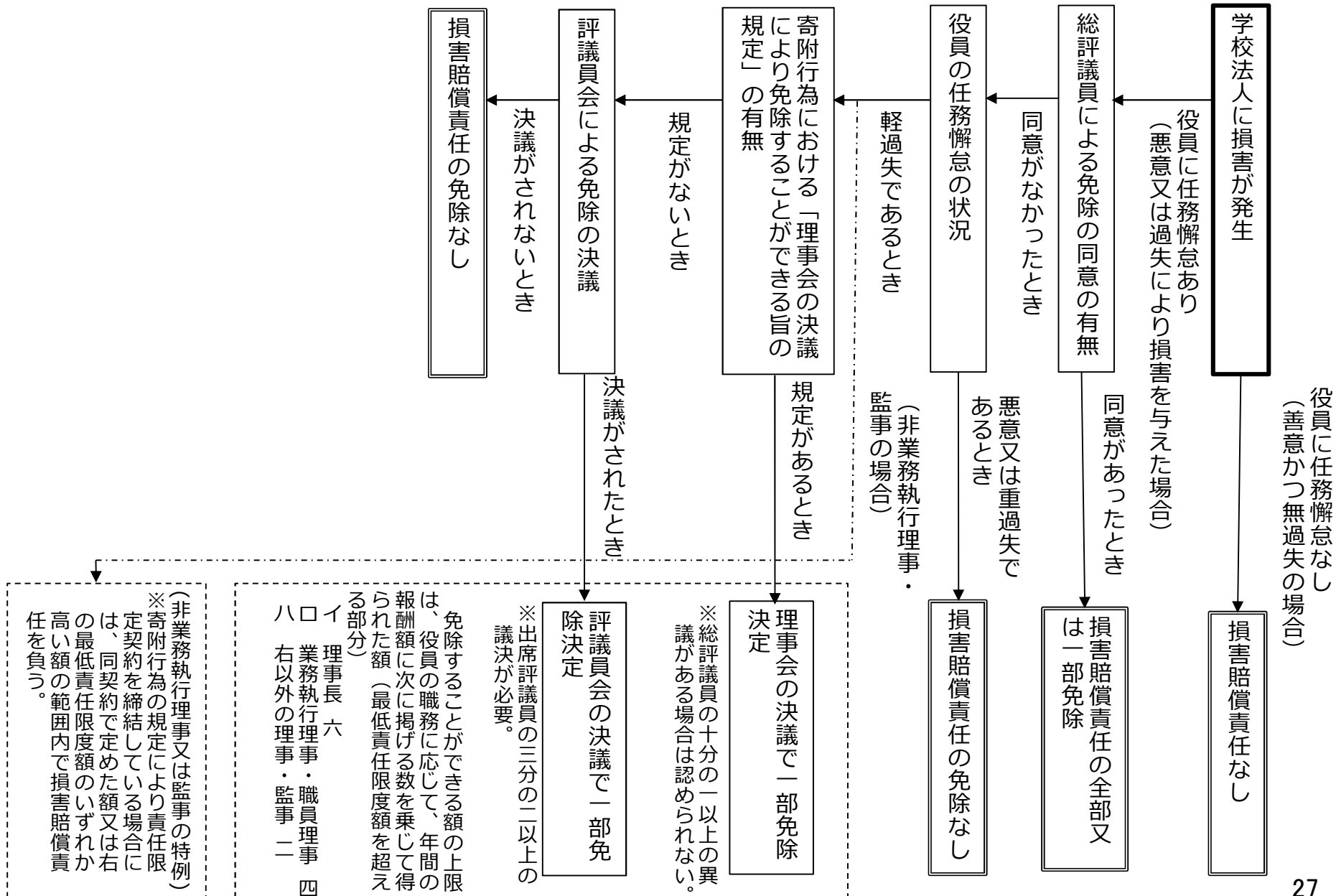
【改正後の第44条の2 ※新設】

- これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化
- 「任務を怠つたとき」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる
- 評議員会の決議等により、一定の範囲で役員の実任賠償責任を軽減できる

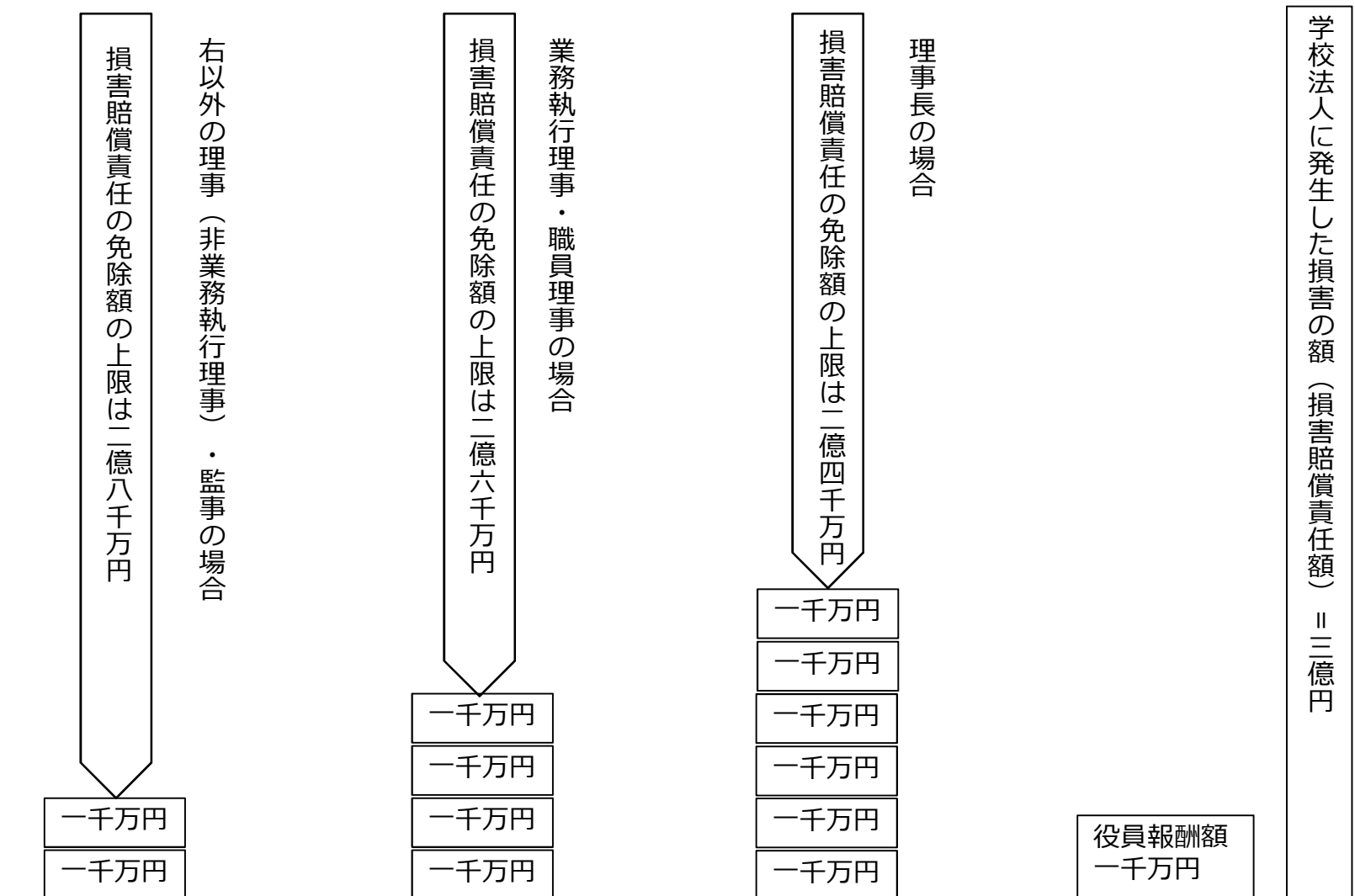
◆ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 【改正後の第44条の3 ※新設】

- なお、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をした場合は、軽過失であっても監事が損害を賠償する責任を負う

【参考】 役員の損害賠償責任 概要図（例）



【参考】 役員の損害賠償責任の免除 概要図（例）



【参考】非業務執行理事・監事の損害賠償責任限定契約等 概要図（例）

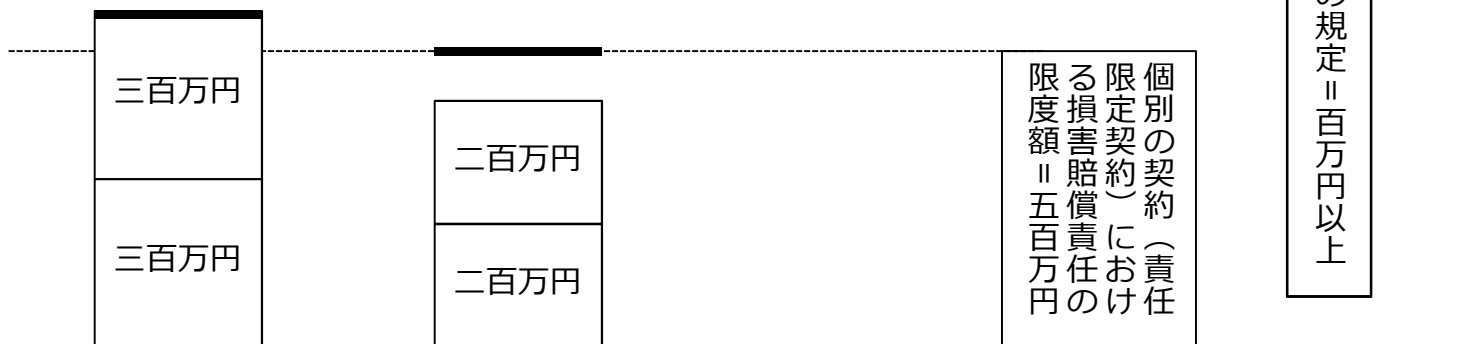
右の通り、寄附行為で「損害賠償責任の最低額」の規定を定めた上で、各非業務執行理事又は監事それぞれと「責任限定契約」を締結している場合には、その額と役員報酬額の二倍の額とを比較してどちらか高い額が、非業務執行理事又は監事の損害賠償責任の限度額となる。

寄附行為における損害賠償責任の最低額の規定≧百万円以上

個別の契約（責任限定契約）における損害賠償責任の限度額≧百万円

（例1）役員報酬額が二百万円の場合
損害賠償責任の限度額は五百万円

（例2）役員報酬額が三百万円の場合
損害賠償責任の限度額は六百万円



6. 役員の実任・その他役員に関する規定について ③

◆ 学校法人は、学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

【改正後の第26条の2 ※新設】

- 特別な利益とは、土地建物の無償・過度に低廉な価格による貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供等を指す

◆ 学校法人は、役員報酬基準を作成、閲覧に供し、公表もしなければならない【改正後の第47条、第66条 ※新設】

- 役員報酬基準は、民間事業者の役員の報酬等を考慮して、不当に高額なものとならないようにしなければならない

新型コロナウイルス感染症を踏まえた学校法人の運営についての関係文書

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて
(令和2年3月11日文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて
(令和2年4月7日文部科学省高等教育局私学部私学行政課・私学助成課事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の登記に関する取扱いについて
(令和2年6月17日文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡)

【参考】コロナ禍における理事会・評議員会の運営

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて（事務連絡）

※令和2年3月11日文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡

【1 理事会の開催について】

- 原則として、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより、学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められないこと。
- 他方で、理事会の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで、他の理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし、理事会を開催することは可能であると解されること。
- なお、単なる白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなすことはできないことに留意されたいこと。
- また、例えば、テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、許容されると解されること。
- 理事会の開催にあたっては、感染拡大防止の措置等を講じる必要があること。

【2 評議員会の開催について】

- 評議員会の開催についても、1. と同様に扱われたいこと。

参考 1 : その他私立学校法で定める 内容について

寄附行為の記載事項

- ◆法人の機関設計や議決手続の詳細は、寄附行為の定めによる法人の自治に委ねられている。【第30条第1項】
- ◆詳細については「学校法人寄附行為作成例」を参照。
- ◆届出事項を除き、寄附行為の変更は認可が必要。【第45条】

【私学法30条1項各号】

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- 六 理事会に関する規定
- 七 評議員会及び評議員に関する規定
- 八 資産及び会計に関する規定
- 九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- 十 解散に関する規定
- 十一 寄附行為の変更に関する規定
- 十二 公告の方法

財産の管理等について

財産目録等の作成、備付け、閲覧及び公表

- ◆毎会計年度終了後2月以内に財産目録等の作成、備付け及び閲覧が必要【第47条第1項、第2項 ※改正あり】
- ◆今回の改正で財産目録等は公表の対象に【改正後の第63条の2 ※新設、文部科学大臣所轄学校法人のみ】

一定の資産の保有

- ◆学校法人は私立学校に必要な施設及び設備、経営に必要な財産を有しなければならない【第25条第1項、第2項】

収益事業

- ◆収益を目的とする事業を（寄附行為に規定することで）一部行うことが可能【第26条】

中期的な計画について

◆文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

◆事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

【改正後の第45条の2第2項、第3項 ※新設】

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）抜粋（令和元年7月12日）

第三 私立学校法の一部改正

2. 留意事項

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ウ 中期的な計画については、文部科学大臣所轄法人は、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする中期的な計画については、あらかじめ評議員会の意見を聴くこと及び認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

中期的な計画の期間中に認証評価を再度受審した場合には、次年度の事業計画及び次期中期的な計画等に適切に反映させる必要があること。

また、中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすること。 詳細な内容や期間については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましいこと。

所轄庁による学校法人に対する監督の手段

措置命令

▶法令の規定や寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命令できる【第60条第1項】

役員 の 解任勧告

▶措置命令に従わない場合、役員解任を勧告できる【第60条第9項】

収益事業 の停止

▶学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を実施した場合等、その事業の停止を命ずることができる。【第61条】

解散命令

▶他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、解散を命ずることができる。【第62条】

報告及び 検査

▶学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること等ができる。【第63条第1項】

学校法人の解散

学校法人の解散

◆学校法人が消滅に向けた手続（＝清算手続）に入ること

【私立学校法第50条第1項】

学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

学校法人の清算手続

基本的には(※)旧理事が清算人に選任[50条の4]され、清算手続を行う

法人の財産を換価し、債務を弁済

最終的に残った残余財産を引き渡す(寄附行為で定めた者に帰属させ、いなければ国庫に帰属)[51条]

※学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任する。

罰則について

【私立学校法第66条】

次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

参考 2 : 改正私立学校法Q&A

- ※ Q&A の内容うち、寄附行為変更の認可申請に関する内容、中期的な計画の作成に関する内容及び財務書類等・役員報酬基準の一般閲覧・インターネットでの公表に関する内容は都道府県知事所轄法人には適用されません。
- ※ 本 Q&A の間は学校法人や私学団体からの質問事項、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえて作成しています。
- ※ 令和元年 9 月 17 日版から次の質問を追加しています (Q1-3-2、Q3-3、Q6-7、Q7-3-6、Q10-14、Q10-15、Q10-16、Q15-7、)
- ※ 令和元年 9 月 30 日版から次の質問を追加しています (Q16-9、Q16-10)

【全般的事項】

Q1-1 私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、文部科学省への申請が必要か。

- 必要となります。私立学校法改正に伴う寄附行為変更については、以下の期間を申請受付期間とします。
 - ①令和元年 12 月 2 日（月）から 12 月 13 日（金）まで
 - ②令和 2 年 1 月 14 日（火）から 1 月 24 日（金）まで
- 各法人におかれては、学校法人寄附行為作成例（大学設置・学校法人審議会決定（令和元年 9 月 17 日改正））（以下「改正寄附行為作成例」という。）も参考とし、寄附行為変更を準備の上、上記期間に申請ください。
- やむを得ない事情により、これらの期間に申請できない場合、事前に文部科学省高等教育局私学部私学行政課法人係まで相談してください。

Q1-2 寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。改正私立学校法に伴う寄附行為の変更にあわせて理事数変更等の変更認可申請をしてもよいか。

- 寄附行為変更認可申請書、変更の条項及び事由を記載した書類、所定の手続を経たことを証する書類などが必要となります。「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」の「第 5 部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請 3. その他の変更

に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について」を参照してください（なお、その他書類としてパンフレット等の添付は不要です）。

- 申請から認可までの期間は概ね 1 か月から 2 か月程度を予定しています。学部等設置に係る寄附行為変更認可申請の場合には、来省による事務相談を受け付けていますが、その他の変更に係る寄附行為変更認可申請については、事務相談の対象ではありませんのでご了承ください。
 なお、私立学校法改正に伴う寄附行為変更内容について御不明な点がある場合は、私学行政課法規係まで電話にてお問い合わせください。
- 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項（学部等設置廃止、設置者変更に係る寄附行為変更を除く）がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

Q1-3 寄附行為変更の認可申請後に補正が必要となった場合、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があるのか。

- 寄附行為の変更は評議員会の意見を聴いた上で理事会において決議することが必要となりますので、認可申請後に補正が必要となった場合は、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があります。なお、法人において、文部科学大臣への認可申請において、軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長に一任する取扱いとしている例があり、その場合には、改めて理事会及び評議員会に諮る必要はありません。

Q1-3-2 軽微な修正を理事長に一任する取扱いとしている例とは、議事録にその旨を記載したうえで提出するという形で良いか。

- そのような取扱いで差し支えありません。なお、軽微な修正を理事長に一任する場合には、寄附行為の変更案に加え、軽微な修正を理事長に一任する点についても、評議員会の意見を聞いた上で理事会において決議しておくことが望ましいと考えられます。その上で、これらの手続を経たことが分かるように議事録に記載してください。

Q1-4 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更で、学則等の大学必置規則への影響が予測できるものはあるか。

- 特段影響が及ぶことは想定されませんが、各法人・学校においてご確認ください。

Q1-5 一般社団・財団法人法の規程を準用する条項について、寄附行為で定める場合はどのように記載すればよいか。

- 改正寄附行為作成例を参照ください。

Q1-6 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までにを行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和2年4月1日でよいか。HP等の公開も令和2年4月1日にすべきか。内容に経過措置を設けてよいか。

- 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。
- 令和2年4月1日までに寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は文部科学大臣認可日以降となります。ホームページでの公開については令和2年4月1日までにを行う必要があります。

Q1-7 令和2年4月に学校の廃止に係る認可申請を予定しているが、改正私立学校法に伴う寄附行為認可後に行うことでよいか。

- 改正私立学校法に伴う寄附行為変更の認可後に学校の廃止に係る認可申請をしていただくということで差し支えありません。

Q1-8 今回の改正における役員の実効性の明確化と監事の牽制機能の強化は、理事長や理事の行為に対するチェック機能あるいは不正の抑止効果を高めることを目的としたものであることを周知すべきではないか。

- 今回の私立学校法改正は、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を図る観点から行われたものであり、その中で理事に対する監事の牽

制機能の強化や不正の抑止を図るものであることについては周知を図ってまいります。

Q1-9 法改正による役員へのチェック機能、役員による不祥事に対する抑止機能を実効性あるものにするためには、改正内容について役員・評議員のみならず、教職員、学生、生徒、保護者などにも正確な理解を促すため、わかりやすく入念に改正について説明する必要があるのではないか。

- 改正内容については、まずは学校法人の役員及び職員に対する説明を行うとともに、その他のステークホルダーに対しても各種の機会を通じて理解を図るための取組が行われることが重要であると考えます。

【学校法人の責務（第24条）】

Q2-1 その運営の透明性の確保の「その」は何を指すのか。

- 「学校法人」を指します。

【特別の利益供与の禁止（第26条の2）】

Q3-1 理事、監事、評議員、職員等の「等」とは何か？

- 改正私立学校法施行令第1条に規定する以下の者を指します。
 - ① 設立者、理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。）（第1号）
 - ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族（第2号）
 - ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第3号）
 - ④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者（第4号）
 - ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの（第5号）

Q3-2 特別の利益とは具体的に何を指すのか？

- 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等

で、社会通念上不相当なものをいいます。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与する場合や報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などには、「特別の利益」に該当すると考えられます。

Q3-3 ④の役職員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者について、理事が別に経営する会社から給与を受けている場合、当該給与は役職員等から受ける金銭その他財産に該当するか。

- 通常の給与として支払われている場合には本要件には該当しないものと考えられます。

【学校法人与役員との関係（第35条の2）】

Q4-1 私立学校法改正の概要にある「役員の責任の明確化」とは、文部科学大臣所轄学校法人のみか、都道府県知事所轄学校法人も含まれるのか。

- 都道府県知事所轄の学校法人も含まれます。

Q4-2 学校法人与役員との関係について、「委任に関する規定に従う」とは具体的にどのような意味で、何が変わるのか。従来の就任承諾書・誓約書の取り交わし以外に何が必要か。「委任に関する規定」の具体的な内容如何。

- 改正前の私立学校法においては、学校法人与役員との関係については規定が置かれていませんでしたが、学校法人与役員は民法上の委任（民法第643条）又は準委任（民法第656条）の関係に立つと解されてきました。
- 今回の改正により新設された本規定により、役員が民法第644条による善管注意義務を負うことが明確化されることとなります。
- このことに伴い新たに対応が必要になることは想定されませんが、学校法人与役員との関係が委任に関する規定に従うことが私立学校法上新たに規定されたことを踏まえ、役員の就任時の手続や文書等の内容に変更が生じないか各法人において御確認下さい。

【理事会の議事参与制限（第36条）】

Q5-1 特別の利害関係とは何か。また、理事の親族が利害関係者である場合も議事参与は制限されるのか。

- 特別の利害関係とは、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められるような個人的利害関係や法人外の利害関係を意味すると解されています。例えば、利益相反取引の承認などがこれに当たり得ます。
- また、理事の親族が利害関係者である場合であっても、本規定による議事参与の制限の対象とはなりません。同一の生計に属する場合などは、本人の利害関係者として制限の対象となる可能性があります。

【監事の職務（第37条）】

Q6-1 理事の業務執行を監査する場合、理事である学長の業務執行として教育の分野についても監査することとなるのか。理事の業務執行を監査する場合の監事の職務の具体的な範囲とは何か。関連して、理事の業務を寄附行為またはその他の規程によって定める必要はあるのか。

- 理事の業務執行の監査については、これまで規定されていた学校法人の業務の監査に理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から改正を行ったものであり、これまでの取扱いと変わるものではありません。
- 「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれるものです。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではありませんが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれます。
- 改正寄附行為作成例では、監事の職務として理事の業務執行の監査を追加しており、各法人において法改正を踏まえた寄附行為の改正を検討することが適当と考えられます。

Q6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができるが、重大な事実とはどんな状況を意味するのか。

- 法令や寄附行為に違反する重大な事実については、今回の改正で追加したのではなく、従前から置かれている規定になります。具体的には、例えば、法令や寄附行為に定められた必要な手続を経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類の作成などが想定されます

Q6-3 監事が招集した理事会の議長は誰になるのか。

- 監事が招集した理事会の議長については、寄附行為によって定めることとなります。
- 改正寄附行為作成例では、出席する理事の互選によって定めることとしています。

Q6-4 監事が理事会や評議員会の招集を請求したときに5日以内に招集通知が発せられない場合、5日間を超えた日に招集通知が発せられたとしたら、監事が招集を発する前であれば、理事長の招集した理事会で有効か。

- 御指摘のとおりです。監事による理事会の招集請求から5日以内に招集通知が発せられず5日間を超えた場合、監事及び理事長の双方が理事会を招集することが可能となります。

Q6-5 監事の権限が強化されることとなるが、監事の職務執行は誰がチェックするのか。

- 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとされており、理事会及び評議員会に対して監査報告を行うことなどから、理事会、評議員会、理事長又は他の監事がその業務執行の状況をチェックすることが適切と考えられます。
- 仮に監事の職務執行が不十分又は不適切な場合は、役員解任に関する寄

附行為の定めに基づき、監事の解任について検討することが必要になるものと考えられます。

Q6-6 監査内容のチェックリストは、社会福祉法人と同様に詳細に作成しなければならないか。

- 監査内容をどのようなものとするかは各学校法人の判断となりますが、どういった事項を監査するかも含め、監事の監査を支援するための体制の整備が求められます。

Q6-7 改正寄附行為作成例第8条第2項に監事の独立性に関する項が新設されたが、これは顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが私立学校法違反になるということなのか。

- 本規定は、監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当との観点から追加されたものです。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。

【一般社団・財団法人法の準用（第40条の5）】

〔理事の職務を代行する者の権限（一般社団・財団法人法第80条）〕

Q7-1-1 （質問なし）

〔表見代理理事（一般社団・財団法人法第82条）〕

Q7-2-1 代表権を持たない理事であっても副理事長・専務理事・常務理事と名乗る場合は善意の第三者に対して理事長と同一の責任が発生するということか。

- 表見代理については、これまでも民法の表見代理に関する規定が適用されると解されてきました。

- 今回の改正により一般社団・財団法人法第82条を準用し、代表権を持たない理事であっても、学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うことを明確化しました。

〔競業及び利益相反取引の制限（一般社団・財団法人法第84条・第92条）〕

Q7-3-1 理事がほかの学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか？理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

- 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。
- このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q7-3-2 「競業」については、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合は、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するという解釈でよろしいか。

- そのような手続きを経teいただくということで差し支えありません。

Q7-3-3 理事が、学校法人が収益事業として経営するものと同じ業種の事業を営むことは「競業」にあたるのか？（例：学校法人が収益事業として不動産業を営んでいる際に、理事も不動産業を営んでいる場合／他の学校法人で学生寮の経営や損害保険事業などの収益事業に関わっている者を役員とする場合）

- 学校法人が収益事業として行っている事業と同業種の事業を理事が行う場合は競業に当たる可能性があります。例えば学校法人が不動産業を行っている場合、不動産業者である理事が別の不動産会社を営んでいる場合などは競業となる可能性があります。

Q7-3-4 学校法人の理事が医療法人の理事長であり、学校法人が学生等の健康診断を当該医療法人に委託する場合でも利益相反に該当するか。また、この場合利益相反に該当するならば理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうか。会社法のように、相対的無効と考えるべきか。

- 御指摘のケースは利益相反取引に該当する可能性があり、理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。
- 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については、無効であるが、第三者に対してはその者の悪意を証明しなければ無効を主張できない（相対的無効）ものと解されます。
- 当該取引について事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されます。

Q7-3-5 改正前の利益相反行為の規定は理事長や代表権を有する理事についてのみ適用されていたが、改正後の利益相反取引の規定は理事全員に適用されるのか？また、特別代理人は立てるのか？

- 利益相反取引の制限は、今回の改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。
- 今回の改正により特別代理人の規定は削除されましたので、特別代理人の手続きは不要となります。改正後の規定に基づき、利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。

Q7-3-6 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるか。

- まずは改正私立学校法の施行日が令和2年4月1日であるので、そのタイミングで行われる理事会に諮ることが考えられます。
- その後については、各学校法人の判断となりますが、毎年4月頃の理事

会、新しい理事が選任される際、任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、他の職の契約更新・改定時などがタイミングとして考えられます。

【理事の監事への報告義務（一般社団・財団法人法第 85 条）】

Q7-4 （質問なし）

【監事による理事の行為の差止め（一般社団・財団法人法第 103 条）】

Q7-5 （質問なし）

【評議員会の議事参与制限（第 41 条）】

Q8-1 （質問なし）

【評議員会からの意見聴取（第 42 条）】

Q9-1 評議員会への「諮問事項」は寄附行為に規定を置いているが、「議決事項」については規定を置いていない場合、規定を設けた方がよいのか。そこに評議員による「損害賠償責任の免除等の決議」も加えた方がよいのか。

- 寄附行為において評議員会の議決事項を設けるかどうかは、各法人の判断によることとなります。
- 今回の改正により、役員損害賠償責任の免除については、評議員会の決議を要することが法律によって規定されましたので（改正私立学校法第 113 条第 1 項）、必ずしも寄附行為に評議員会の議決事項として定めることを要するものではありません。現在、議決事項を寄附行為で定めている場合は、その中に損害賠償の免除に関する事項を追加するかどうかについては、各法人において判断されるべきものと考えられます。

【役員学校の法人に対する損害賠償責任（第 44 条の 2）】

Q10-1 善意でも損害賠償責任を負わなければならないのか。

- 「任務を怠ったとき」は、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えた場合を指しますので、善意かつ無過失の場合は責任を負いません。
- このため、善意であっても過失がある場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

Q10-2 悪意や重過失の場合も損害賠償責任が免除されるのか。

- 悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合は、総評議員の同意があった場合に限り、損害賠償責任の全部又は一部免除が認められます。

Q10-3 読み替え後の一般社団・財団法人法第 112 条の総評議員の「同意」、第 113 条第 1 項の評議員会の「決議」、第 113 条の第 4 項の評議員会の「承認」と分けている意味は何なのか。諮問機関なので「同意」と統一すればよいのではないか。

- 一般社団・財団法人法の準用規定であるため、同法で使われている用語についても準用しています。

Q10-4 評議員会の決議による損害賠償責任の免除に際する評議員会の決議は、現在の私立学校法に定められている、寄附行為に定めを置くことで議決事項とし得る事項と同じ議決が必要という理解でよいのか。

- 損害賠償責任の免除に関する評議員会の決議について、その手続等は私立学校法第 41 条の規定によることとなり、その意味において私立学校法第 42 条第 2 項により寄附行為に定めを置くことで議決事項とする事項と同じ議決が必要となります（損害賠償免除の決議は三分の二以上の多数が必要）。

Q10-5 諮問機関としての評議員会に決議をさせることになっているが、社員総会の社員と諮問機関の評議員と同じ意味で読み替えるのはおかしいのではないかと。評議員会の性格をどう整理しているのか。

- 学校法人における評議員会は原則として諮問機関として位置付けられており、今回の改正においても私立学校法第42条は改正しておらず、その位置付けは変わるものではありません。
- 他方、同条第2項により、各法人の判断により、重要事項の決定について評議員会の議決を要するものとする事ができることとなっています。
- 今回の改正により、損害賠償責任の免除には評議員会の決議が必要となりますが、これは役員である理事を構成員とする理事会においてその免除を決議することは適当ではなく、学校法人に必置の機関であり卒業生など幅広い者から構成される評議員会の決議を要することとしたものです。
- 社会福祉法人や医療法人、一般財団法人、公益財団法人においては、損害賠償責任の免除に関し評議員会の決議が必要とされています。学校法人制度の評議員会はこれらの法人制度とは位置付けが異なりますが、上述の通り従前から議決を要するものとする事も可能となっており、今回の改正において損害賠償責任の免除を決議する機関として位置付けたものです。

Q10-6 どんな場合に役員に損害賠償責任が適用されるのか。それを寄附行為に定める必要があるのか。

- 役員が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じた場合に損害賠償責任が生じることとなります。詳しくは資料「役員の損害賠償責任 概要図(例)」を参照してください。
- 法律が直接適用されるため寄附行為に損害賠償責任の適用について定めることは要しませんが、責任の免除や責任限定契約について寄附行為で定めることができることとされている事項があります。これらについては、改正寄附行為作成例に規定例を記載していますので、参考の上、各法人において寄附行為変更について御検討ください。

Q10-7 学内理事(教職員)に対し役員報酬(理事報酬)として年間40万円を支払っている場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における「学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額」は40万円として差し支えないか。

- 理事が職員を兼務している場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における報酬、賞与その他の職務執行の対価には、役員報酬のみならず、職員としての報酬も含まれることとなります。
- このため、役員報酬の40万円だけではなく、職員としての報酬を含む額となります。

Q10-8 学校法人に発生した損害額が、最低責任限度額に満たない場合、役員は損害額の全額を負担しなければならないか。

- その通りです。

Q10-9 非業務執行理事とはどのような役割、立場の理事を指すのか。非業務執行理事は業務を掌理している理事を除くとされている。本法人では、いわゆる「学外理事(本務が別の会社である非常勤の理事)」についても、業務執行体制上、若干の分掌を割り当てているが、そのような一部でも掌理するような業務がある理事は、文言どおり「非業務執行理事」の対象とならないのか。

- 「業務執行理事」とは、①理事長、②理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの、③学校法人の業務を執行したその他の理事のことをいいます。責任限定契約に係る規定の対象となる「非業務執行理事等」とは、理事のうち「業務執行理事又は当該学校法人の職員ではない理事」と「監事」のことをいいます。
- 学外理事についても、上記②に該当する場合には当然業務執行理事に該当し、③についても、単発的に業務を執行したのみであれば業務執行には該当しないと考えられますが、御質問にある「若干の業務の分掌」の内容によっては業務執行理事に当たる可能性があります。

Q10-10 責任限定契約書の例は示さないのか。

- 契約書の例を示すことは予定していません。

Q10-11 「理事等による免除に関する寄附行為の定め」又は「責任限定契約の定め」を寄附行為に設ける議案を評議員会に提出する際には、監事の同意を得る必要があると規定されているが、当該監事の同意はどのような方法で同意を取得することが想定されているか。「個別の同意書」、「当該議題を理事会で審議し監事が同意した旨を記録」などの方法が考えられるがどのような方法が適切であるか。また、上記について改正私学法施行と同時に当該内容の改正寄附行為を施行する場合、私学法施行前に当該寄附行為の改正について評議員会に諮ることになるが、改正私学法施行前であっても監事の同意を得ておくべきか。

- 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。また、改正立学校法施行前でも、評議員会に諮る場合には監事の同意を得ることが望ましいと考えられます。

Q10-12 理事長の場合、賠償額が相当高額になることも想定されるが、学校法人が役員損害賠償について負担軽減措置が必要なのではないか。学校法人も会社役員損害賠償責任保険（D&O）の対象となるのか

- 役員損害賠償に関する負担軽減措置としては、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害に係る保険契約（役員賠償責任保険契約）などが想定されます。
- 現在、会社法制の見直しの中で当該保険契約に関する議論が行われており、学校法人の役員についても、当該議論を踏まえて文部科学省において検討を行っています。
- なお、各保険会社が提供するいわゆるD&O保険の対象については、各保険会社が設定するものでありますが、社会福祉法人については、社会福祉法において役員等の損害賠償責任が明確化されたことを受けて保険の対象となっているケースがあると承知しています。

Q10-13 役員が学校法人に対する損害賠償責任は、既に退職した者については負うのか。また、死亡している者も負うのか。

- 退職者については、在職時の任務懈怠により損害賠償責任を負うことがあり得ます。
- 役員本人が死亡している場合は、損害賠償責任は相続人に相続されます。ただし、相続人は被相続人の権利義務を放棄することが可能です。

Q10-14 寄附行為に定める責任限定契約の最低額はどのように定めればよいか。例えば数万円という金額でも構わないのか。

- 寄附行為における損害賠償責任の最低額については、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものであると考えます。
- 例えば、数万円という最低額を設定した場合であっても、個別の責任限定契約における損害賠償責任の限度額を定めることにより、当該限度額と役員報酬額の2倍の金額の高い方の額までの責任を負うこととなり、個別の非業務執行理事等ごと限度額を設定することが可能です。
- 学校法人に損害が発生した場合に、役員が賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることとなりますので、上記の観点も踏まえて各学校法人において適切に設定してください。

Q10-15 責任限定契約について、学内外の理事とも役員報酬は無報酬となっているが、契約は締結できるのか。

- 学内で職員を兼ねている理事については、責任限定契約を締結することはできません。
- 学外理事で非業務執行理事等に該当する場合には、寄附行為に定めを置くことにより責任限定契約を締結することは可能となります。その場合、無報酬であっても、Q10-15の回答の通り、寄附行為の定め及び個別の責任限定契約の内容に応じて損害賠償責任が生じることとなります。

Q10-16 改正寄附行為作成例の最後にある責任の免除と責任限定契約に関する条文は、寄附行為のどの場所に置くのがよいか。

- 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

【役員 of 第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）】

Q11-1 善意かつ重大な過失がない場合とは、具体的にどのような場合か。

- 善意かつ重大な過失がない場合については、善管注意義務に従って業務を行っている場合はこれに当たりますが、具体的には個別具体的な事案によることとなります。
- 例えば返済の見込みのない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重過失により第三者に損害が生じるケースに該当する可能性があります。

Q11-2 「ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りでない。」とあるが、この証明がなされたときの手続方法は規定しておく必要がある。ひな形の提示はあるか。

- 財務書類等の虚偽記載等を行った場合に注意を怠らなかったことの証明となりますが、その形式ではなく実態面から判断されることとなることから、方法についてひな形を提示することは考えていません。

【役員 of 連帯責任（第44条の4）】

Q12-1 連帯責任とは、損害の全額を連帯して負わなければならないということなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合、各自が学校法人又は第三者に対してその損害の全額について賠償する責任を負うこととなります。役員相互の内部関係においては、任務懈怠の軽重等に応じて負担部分が決まり、学校法人又は第三者に対して損害の全額を賠償した者は、他の役員に対し、求償することができます。

Q12-2 損害賠償責任の免除の規程との関係は、どうなるのか。連帯責任の場合でも免除額に差があるものなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合の各役員の債務については、任務懈怠の軽重等に応じて負担分が決まるため、損害賠償責任の免除についてもこの負担分に応じて行われることとなります。
- 一部の役員 of 損害賠償責任が免除された場合 of 連帯債務 of 賠償義務については、不真正連帯債務となるものと考えていますが、個々の事案により裁判等を通じて判断されるものとなります。

【事業に関する中期的な計画等（第45条の2）】

Q13-1 私立学校法の改正により、認証評価の結果を踏まえて中期計画の策定をすることが義務付けられた。この法律の施行期日は令和2年4月だが、本大学の認証評価は2023年に行われる予定である。令和2年時点では「認証評価の結果を踏まえる」ことができないのだが、大丈夫なのか。

- 2020年4月に作成する中期的な計画は、直近最新の認証評価の結果を踏まえて作成することとなりますので、2023年の認証評価ではなく、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。また、事業計画についても、過去に受けた最新の認証評価の結果を踏まえて作成する必要があります。

Q13-2 中期的な計画は来年の4月1日の時点で策定・公表しなければならないのか。

- 中期的な計画は改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日の時点で作成している必要があります。施行日前に改正私立学校法に定める中期的な計画を作成している場合には、施行日時点で改めて作り直す必要はありません。なお、中期的な計画については、公表義務はありません。

Q13-3 中期的な計画の開示は求められているか。開示が望ましいとされる場合、計画期間中 or 終了時の検証結果についての開示も求められるか。

- 中期的な計画の開示・公表の義務はありません。

Q13-4 文部科学大臣所轄法人で大学のほか高校以下の学校も設置しているが、中期計画は高校以下についても考慮に入れて作成すべきか。幼稚園、中学及び高校の施設や財務等の記載も大学同様に収支状況に基づいて詳細に記載することになるのか。

- 法人全体としての事業に関する中期的な計画ですので、高校以下の学校も含めて作成する必要があります。現在作成されている単年度の事業計画は高校以下の学校も含んだ内容になっているかと思いますが、それと同様の考え方になります。
- ただし、認証評価の結果を踏まえて作成するのは大学の部分のみであること、今回文部科学大臣所轄法人にのみ作成義務を規定したこと等を踏まえれば、大学と高校以下の学校でその内容の具体性などに違いが出てくることはあって差し支えないものと考えられます。

Q13-5 中期的な計画の期間は原則5年とあるが、3年や7年でも問題ないか。

- 中期的な計画については、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすることを法律の施行通知の留意事項として示しています。
- このため、各法人の事情により5年未満の期間とすることで、直ちに私立学校法に定める中期的な計画としての要件を満たさなくなるものではありませんが、上述の趣旨を踏まえて期間を設定することが必要となります。

Q13-6 中期的な計画の計画期間中の修正は認められるか。修正が認められる場合、修正後の期間は「元の計画の終期まで」なのか「(5年とした場合)修正時から5年」なのか。

- 中期的な計画の計画期間中、事情変更が生じた等の理由により修正することは差し支えありません。修正後の期間についても、修正の程度等に応じ、各法人において判断される事柄と考えられます。

Q13-7 中期的な計画および次年度事業計画について、文部科学省から、策定が求められる内容を網羅したひな形や、再点検のためのチェックリスト等の参考資料を配付する予定はあるか。

- 文部科学省が中期的な計画や事業計画について網羅的なひな形やチェックリスト等を配布することは予定していません。
- 学校法人制度改善検討小委員会の報告においては、詳細な内容及び期間については、各学校法人の裁量に相当程度委ねることとし、「私立大学版ガバナンス・コード」に定めるべき内容を盛り込むことが期待されるとされています。

Q13-8 「認証評価の結果を踏まえて」とあるが、認証評価受審時の基準に沿って作成することになるのか。次期の認証評価受審を見据えて基準等を設定してよいのか。また、今後項目等の参考例を提示する予定はあるのか。

- 中期的な計画及び事業計画について認証評価の結果を踏まえて作成するに当たっては、直近の認証評価において指摘された改善事項等を踏まえることが必要となります。
- 中期的な計画については、教学、人事、財務、施設等に関する事項について、データやエビデンスに基づく計画として作成することを法律の施行通知で記載していますが、今後さらに詳細な項目等の参考例を示すことは予定していません。

Q13-9 中期的な計画の作成にあたっては、理事会による大学への不当な介入が生じないように、理事会が教職員の意見を十分かつ具体的に反映することが重要である旨の周知徹底を図るべきでないか。また、学校教育法上、大学が教育研究水準の向上に努める主体であることを踏まえ、学長以下教学組織が円滑な意思疎通と合意形成を図ることが重要であるにつき周知徹底を図るべきでないか。

- 中期的な計画の作成に当たっては、学内における教学面の意見も踏まえつつ、評議員会の意見を聴いた上で計画を作成することが重要です。また理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、相互の役割分担を理

解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要であり、これらの点については周知を図ります。

【寄附行為の備置き、閲覧及び公表（第 33 条の 2、第 63 条の 2）】

Q14-1 （質問なし）

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧及び公表（第 47 条、第 63 条の 2）】

Q15-1 財務書類の備え置きや閲覧は法人本部事務所だけでなく、各事務所ということは、大学、短大、高校など各学校の事務室でそれぞれ閲覧できるように備え置く必要があるか。

- 登記された主たる事務所及び従たる事務所がある場合は、従たる事務所への備置きが必要となりますが、大学、短大、高校などの学校の事務室はこれらの登記された法人の事務所とは異なるものと考えられますので、その場合には備置きの必要はありません。

Q15-2 第 47 条で規定する貸借対照表、収支計算書は、私立学校法施行規則第 4 条の 4 の規程に基づき、少なくとも大学法人、短大法人においては、学校法人会計基準に従って作成した決算書類の原本またはその写しを事務所に備えて置き、閲覧に供するものとすべきでないか。以下の通り「様式参考例」を改めるべきではないか。

○「様式参考例」という名称を改め、作成の際に基づくべき「様式」とすること
○内容を学校法人会計基準の様式（第一～第十号様式）と同一のものにすること。それが不可能ならば、

- ・貸借対照表の注記を表示すること
- ・各書類の小科目を「…」として省略して表示していることは、大科目のみ記載すればよいということではなく、小科目も記載すべきものであることを明記すること
- ・各書類に付属する明細表、内訳表についても様式を示すこと

○財産目録についても、表示内容をより詳細に示すなど、積極的な公開を促すものとする

- 私立学校法第 47 条及び私立学校法施行規則第 4 条の 4 に基づき作成・閲覧に供する財務書類等については、多くの学校法人が学校法人会計基準に従い書類を作成している実態を踏まえ、様式参考例として学校法人会計基準の様式（小科目・注記を含む）を示しています。

Q15-3 文科省が平成 16 年 7 月 23 日付の私学部長通知で明記している「第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となる」ことについて改めて周知すべきでないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでと取扱いが変わるものではありません。これについては改めて周知することとしています。

Q15-4 「役員等名簿」については、「理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿」と定義しているが、氏名だけではどのような人物か不明なので、所属・肩書・経歴等を積極的に記載することを周知すべきではないか。住所はどこまで詳細に書くべきか。具体的に記載すべき内容如何。

- 役員等名簿については、法律上は役員等の氏名及び住所が記載事項となっています。それ以上の情報の記載については各法人の判断となります。

- 住所については、原則として住民票に記載されている住所を記載します。

Q15-6 役員等の名簿は、当該会計年度における最新版を備え置けばよいか。

- 作成の日から 5 年間の備置きが必要となります。最新版を含め、該当する役員等名簿を備え置くことが必要となります。

Q15-7 役員等名簿の備付け・閲覧については、インターネットで公表することをもって備付け及び閲覧に供していることができるか。

- 役員等名簿を含む財務書類等の備付け及び閲覧については、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年文部科学省令第 31 号）により、電磁的記録により行うことが可能となっています。

- このため、各事務所において請求があった場合に、電磁的記録による場合

を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります（公表は文部科学大臣所轄法人のみ）。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにすべきではないか。

「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいか。

報酬額の決定経緯のみの公表でよいか。金額の上限を定めるだけでよいか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要はあるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

○ なお、最新の役員報酬基準はインターネットでの公表が必要となります。

Q16-9 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第4条<例3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

○ 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。

○ 役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

（参考：社会福祉法人における役員報酬基準の運用）

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

② 報酬等の金額の算定方法

(b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。

(c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

Q16-10 役員の報酬について、寄附行為が無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

○ 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合については、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できる

ため、役員報酬基準を別途策定する必要はありません。

【情報の公表（第63条の2）】

Q17-1 今回の改正が情報公開をさらに推進するためのものであること、各学校法人には積極的な情報公開が求められていることを周知すべきではないか。

○ 御指摘の内容についてはこれまでも周知してきており、これからも周知していきます。

Q17-2 公表すべき情報は、各大学等のHPにアクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならないこととすべきではないか。

○ 公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態でホームページ等に掲載することが望ましいことについて周知しています

Q17-3 公表すべき書類の内容は、第47条で作成・備置・閲覧に供することが義務付けられる書類の写し、もしくは原本と同等の内容を公表しなければならないこととすべきではないか。

○ 私立学校法第47条第1項及び第2項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、同法63条の2及び私立学校法施行規則第7条に基づき公表する書類の内容は同一の内容であることについて周知しています。

Q17-4 公表の対象となる貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを確認すべきでないか。

○ 参考様式例として、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書（注記含む）を示すとともに、附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報の公開に努めることとしています。

Q17-5 公表対象の書類から財産目録は除外すべきでないのではないか。

- 財産目録は、文部科学大臣所轄法人ではほぼ 100%の法人がホームページ等で公表しているという実態を踏まえ、公表対象の書類として規定したものです。

【清算人の選任（第 50 条の 4）】

Q18-1 （質問なし）

【その他】

Q19-1 理事と評議員の兼務の是非についての指針や、理事会の審議事項、各理事の担当業務については規程で定めたほうがよいか。

- 御指摘の点については各法人において明確にすべき事柄と考えられますが、それらを規程で定めるかどうかについては各法人の判断であると考えます。

Q19-2 今回の改正で第 38 条第 5 項について「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」という文言が削除されているが、この改正の意図は何か。

- 改正私立学校法第 26 条の 2 で職員の定義規定を置き、「以下同じ」としたことから、第 38 条第 5 項からは定義規定を削除したものであり、技術的な修正となります。

参考 3 : 留意すべき法改正の動向

民法の一部を改正する法律等の施行（令和2年6月3日付け私学行政課事務連絡）

民法の一部改正

※令和2年4月1日から施行。

1. 消滅時効の期間

債権一般について、**①権利を行使することができることを知った時から5年、②権利を行使することができる時から10年**のいずれか早い方の経過によって時効が完成することとされた（第166条）。

※ ①については、従前の消滅時効期間の違い（学納金債権2年、奨学金債権10年、診療報酬債権3年等）がなくなった。

ただし、生命・身体の侵害及び生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権については、**①損害及び加害者を知った時から5年、②権利を行使することができる時から20年**とする特則が設けられた（第167条・第724条の2）。

※ 安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任について、消滅時効の取扱いの違い（債務不履行は①5年、②10年、不法行為は①3年、②除斥期間として20年）がなくなった。

2. 個人包括根保証の禁止拡大及び主債務の履行状況に関する情報提供義務

個人根保証契約は、極度額を定めなければ効力を生じないものとされた（第465条の2第2項）。主債務の履行状況に関する情報を保証人に提供する義務が課された（第458条の2）。

学生が負う不特定の各種債務について入学時・寄宿舍入舎時に保護者等と締結する保証契約は、対応が望まれる。

3. 定型約款に関する規定の新設

定型取引に際し、定型約款が契約内容となる場合（第548条の2）や定型約款の一方的変更により契約内容が変更される場合（第548条の4）の要件が定められた。契約成立時に相手方の請求に応じた約款の内容の提示（第548条の3第1項）や、約款変更の内容、効力発生時期等のインターネット周知（第548条の4第2項）も義務付けられた。

学則等諸規程が定型約款に該当しうることも考慮した対応が望まれる。

労働基準法の一部改正

賃金請求権の消滅時効期間について、5年（従前は2年）を原則としつつ、労使関係への影響に鑑み、**当分の間3年**とすることとされた（第115条・第143条）。賃金台帳等の記録の保存期間についても、同様に、5年（従前は3年）としつつ、**当分の間3年**とすることとされた（第109条・第143条）。※ 退職手当請求権については、現行の5年のまま。

公益通報者保護法の一部を改正する法律の概要

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入【第15条・第16条】
- 内部調査等に従事する者に対し、**通報者を特定させる情報の守秘**を義務付け(同義務違反に対する刑事罰を導入)【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	▷	(改正) 氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
------------------------------	---	---------------------------------
- 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現行) 生命・身体に対する危害	▷	(改正) 財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	▷	通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加
- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

- 保護される人【第2条第1項等】

(現行) 労働者	▷	(改正) 退職者(退職後1年以内)や、役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加
-------------	---	--
- 保護される通報【第2条第3項】

(現行) 刑事罰の対象	▷	(改正) 行政罰の対象を追加
----------------	---	-------------------
- 保護の内容【第7条】

(現行) (なし)	▷	(改正) 通報に伴う損害賠償責任の免除を追加
--------------	---	---------------------------

※公布の日(令和2年6月12日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。